

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)開催日:[1日目](#)/[2日目](#)

平成20年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成20年12月10日)

開会:午前9時00分 延会:午後4時51分

議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第11号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第78号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第79号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第80号 愛荘町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第81号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第82号 町道の路線の認定につき議決を求めるについて

日程第10 議案第83号 湖東広域衛生管理組合規約の変更について

日程第11 議案第84号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)

日程第12 議案第85号 平成20年度愛荘町国民健康保健事業特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第86号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第87号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第88号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番 辰己 保
2番 上林 貞
3番 珠久清次
4番 西澤久仁雄
5番 河村善一
6番 本田秀樹
7番 小川 勇
8番 久保田九右衛門
9番 竹中秀夫
10番 吉岡ゑみ子
11番 森野榮次郎
12番 小杉和子
13番 瀧 すみ江
14番 水野清文
15番 宇野義美
16番 森 隆一

欠席議員(0名)

なし

①開会の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって、平成20年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

②開議の宣告

○議長(森隆一君)これより本日の会議を開きます。

③議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

④町長提案趣旨説明

○議長(森隆一君)町長、提案趣旨説明。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)本日ここに、平成20年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何

かくしてALのナレハハノリまで、千朝より出席賜イハリ、厚く御礼申し上リモタ。

平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

さて、愛知郡役所の保存問題につきましては、数少ない貴重な文化遺産として、これの保存・活用を強く望まれる住民の方々から、現在までに2団体・8,000人を超える署名を添え、町当局や議会、建物所有者であるJA東ひめつこに要望書を提出されているところでございます。また、資金捻出の一助とするため、募金活動や自主的なチャリティーショーの開催などをされてきました。そして、一昨日、100万円の寄附を申し出られたところでございます。これまで保存を熱望され積極的な運動を展開されてきました関係者の熱意に、敬意を表する次第であります。

この建物の保存問題につきましては、合併前の旧愛知川町時代から、建物自体の詳細な調査や保存のあり方について検討されてきた経過がございます。今日、JA当局は、これを取り壊し、将来の事業に活用する用地として、早期の解決を迫っているところであります。

町いたしましては、80数年前に建てられたこの建物について、歴史的・文化的な価値をある程度評価しつつ、現在におけるまちづくりの活用方法について種々検討をしてまいりました。

その結果、この建物は、収蔵品を含め専門家が近代遺産としての文化財的活用を認めているところであり、一方、活用につきましては、観光や景観、町の風格にも寄与し、文化活動・住民活動の拠点にもなり、地域の活性化にふさわしい建物であり、愛荘町の将来に引き継ぐべき貴重な財産として保存方法を検討したいと考えているところでございます。

仮にこれを失うことになれば、後世の人たちに申し訳なく、再生できない代償と悔いが残ることになるのではないかと危惧しているところでございます。

建築家の東大教授、安藤忠雄さんは、「まちは自分たちで育てていくものです。これから時代は、まちの美しさも一つの生活の基準になるでしょう。その美しさを地域に生活するみんなで育てたいということが人々の誇りになり、その誇りのあるまちづくりこそが大切だと思います」ということを安藤さんがコメントされております。

これを残すことができれば、民の力を借りて最少の経費で維持管理すべきと考えているところでございます。今議会に保存に向けた調査費140万円を補正予算に提案させていただきましたので、ご審議のほどを賜りたいと思います。次に、住民サービス向上の一環として、パスポートの交付を町で実施することにつきましては、これまで6月議会・9月議会をはじめ、事あるごとに考えを述べ、説明をさせていただきましたが、今般、時期尚早としてご理解をいただくことができませんでした。今議会の補正予算で一旦計上いたしました必要経費112万円は取り下げをさせていただきましたが、この業務につきましては、住民へのサービス向上、あるいはCO2削減効果等も大きく、今後とも住民の皆さんの意見を十分に聞きながら、慎重に検討をさせていただきたいと考えております。

さて、今期定例会に提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。報告案件1件、改正条例議決案件4件、町道の路線の認定議決案件1件、湖東広域衛生管理組合規約の変更議決案件1件、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算・後期高齢者医療事業特別会計補正予算・下水道事業特別会計補正予算・介護保険事業特別会計補正予算の予算案件5件、合わせまして12案件を提案させていただきました。

まず、報告案件につきましては、秦荘西小学校大規模改修第2期工事請負契約の変更に伴う専決処分の報告であります。

次に、改正条例議決案件4件につきまして説明をさせていただきます。

議案第78号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ならびに議案第79号愛荘町職員の自己啓発と休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、株式会社日本政策金融公庫法等の施行の施行に伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第80号愛荘町税条例の一部を改正する条例につきましては、町民税等の延滞金の減免規定の整備と前納報奨金の率の見直しに伴い、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第81号愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例につきましては、施設利用者に対する受益者負担の原則と公平性を確保するために、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第82号町道の路線の認定につき議決を求めるにつきましては、新たに1路線を町道にすることについて議決を求めるものでございます。

次に、議案第83号湖東広域衛生管理組合規約の変更につきましては、湖東広域衛生管理組合が共同処理しております事務の区域を変更することに伴い、規約の一部変更を行うものでございます。

次に、議案第84号から88号までの5議案につきましては、平成20年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第84号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,028万9,000円を増額し、総額を79億8,791万5,000円にお願いするものであります。

それでは、歳入補正予算の主なものを申し上げます。

まず、地方特例交付金であります、道路特定財源でありますガソリン税の暫定税率部分が、今年の1か月分が引き下げられましたが、これの補てん分として地方税等減収補てん臨時交付金209万3,002円の追加、交付税の地方交付税も地方税と減収補てん臨時交付金分として342万3,000円の補正の追加となりました。

国庫支出金につきましては、国からの児童手当負担金として2,740万8,000円の追加、秦荘幼稚園建設事業にあてます市町村合併推進体制整備費補助金4,200万円の追加、地域活性化・緊急安心実現総合対策として500万円が追加交付をされたところであります。

県支出金につきましては、国庫支出金と合わせて民生費県負担金1,768万8,000円の追加、民生費県補助金267万9,000円の減額などによるものでございます。

次に、寄付金につきましてですが、9月議会で条例制定していただきました「がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金条例」、通称ふるさと納税でございますけれども、これに基づきまして10万円のご寄附をいただき、これを追加するものでございます。

諸収入につきまして、その主なものは、琵琶湖が境界設定に伴い交付税対象になりましたため、当町へ琵琶湖総合保全市町交付金として300万円が追加交付され、これを林業振興事業・河川管理事業に充当するもので、合わせて311万6,000円の増額となります。

町債につきましては、主に秦荘幼稚園建設分として、市町村合併推進体制整備費補助金が追加交付をされたことに伴いまして、合併特例債4,500万円を減額するものでございまして、町債全体で4,660万円の減額となります。

一方、歳出補正予算の主なものを申し述べます。

旧愛知郡役所庁舎の補強に関する調査設計業務として、140万円を計上させていただきました。高齢者制度改革に伴う電算システム開発経費800万円を含む電子計算運営事業として1,154万9,000円の増、国民健康保険事業および後期高齢者医療事業特別会計繰出金853万7,000円の増、各種福祉事業の実績見込みにより、障害福祉総務事業1,307万7,000円の増、共同作業所入所事業629万3,000円の減、自立支援給付事業3,836万6,000円の増、児童手当事業1,475万円の増などでございます。

また、来年度開設を予定しております子育て支援センターの設計委託料として、130万円を増額するものでございます。

土木関係では、昨年、近江鉄道踏切で死亡事件が発生しました。この踏切の保安設備整備事業を行います鉄道会

件への補助金として、170万4,000円を計上いたしました。

教育関係費につきましては、小・中学校施設の修繕費75万7,000円の増、給食にかかる燃料費や電気代の不足によるもの85万4,000円の増額でございます。

また、歳入でも申し上げましたとおり、ふるさと納税として寄附いただきました10万円を、がんばる愛荘町まちづくり基金に積み立てるため繰り出すものであります。

次に、地方債の補正でありますが、合併特例事業4,500万円、農業農村整備事業160万円をそれぞれ減額するものであります。

そのほか全般的に各項目ごとの人件費の精査を行い、総額642万7,000円の人件費減額となっております。

次に、議案第85号国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、療養給付金の増額など歳入歳出合わせまして2,614万7,000円増額し、予算総額16億3,083万8,000円とするものであります。

次に、議案第86号後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、広域連合への納付金1,652万7,000円の減額により、予算総額1億2,238万4,000円とするものであります。

次に、議案第87号下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、人件費の精査により150万円を減額し、予算総額17億9,925万円とするものであります。

次に、議案第88号介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、介護事業サービスの予算精査などによりまして、歳入歳出合わせて75万2,000円を追加し、予算総額9億6,089万9,000円とするものであります。

以上、平成20年12月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何ぞぞ慎重なご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(森隆一君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、7番、小川勇君、8番、久保田九右衛門君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(森隆一君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から19日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの10日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長(森隆一君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇宇野義美君

○議長(森隆一君)15番宇野義美君。

(15番宇野義美君登壇)

○15番(宇野義美君)15番、宇野義美でございます。今回、4点について質問をさせていただきます。

ます第1番目は、子供栄養の安全性についてお尋ねをいたします。子供栄養について、その素材がござる限り考慮され、安全性とともに経済性を加味し運営され、大変ご苦労されているということは聞き及んでおります。昨今の輸入食品の危険性は、世界的な問題を呈しております。

そこで、当町の給食の国内産素材と海外産の素材の使用状況について、特に、加工食品においては産地表示が不明確であります関係から、明確にすることはできないとは思いますが、概ねどのような状況であるかをお尋ねいたします。

次に、フードマイレージ、すなわち食料の重さと輸送距離を掛け合わせた数値のことのございますけれども、この意識についてお尋ねをいたします。環境の問題については、自分たちの食事が大きくかかわっていることを意識づけ、社会全体に啓蒙する意味からも大変重要なことと考えております。地産地消において、CO₂の削減と農業振興に大きく寄与するものであり、その取り組みの意味では大きなものがございます。

生活の危機といわれる中に、環境の危機、食糧の危機、エネルギー源の危機、経済の危機、経済金融の危機等大きく問題を提起されている中で、食糧と環境の問題は世界共通のものであり、考え方として、そこまで意識をされて運用されているのか、現状はどうであるのかということをお尋ねいたします。

2番目に、町内の地下水の安全性についてお尋ねをいたします。当町では、上水道とともに地下水を飲料水として使用されている家庭が少なくありません。昨今の産業廃棄物の不法処理等により、安全性が必ずしも担保されていないのが現状であります。

町として、定期的に定点検査、あるいは危険を予想される地区の調査、または、地下水使用家庭に対する注意喚起等、現状と今後の考え方についてお尋ねをいたします。

3番目に、国の地方出先機関の制度改革についてお尋ねをいたします。地方整備局、地方運輸局、地方農政局、経済産業局、地方環境事務所等の廃止案が出されました。その後、12月に入りまして、地方分権改革推進委員会の2次答申で、統合案と変化してまいりました。政府の方針が明確でない現状に現在ではありますが、食糧が環境に大きくかかわる農政局、その他各局の対処策についてお尋ねをいたします。

特に農政局について、まず、地方農政局の廃止案にせよ、あるいは統合案にせよ、地方自治体としては、その業務の受け入れ等、県はもとより市町村にも大きく影響するものがあります。しかし、廃止は行政改革の意味からも当然進めるべきものであると考えますが、その対処策を当町として今から考えておく必要があります。どのように考えておられるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。体制的にどうするか。地方施策立案、指導能力が現体制ができるのかをお尋ねいたします。

次に、省エネ設備助成が國の方より打ち出されました。ご存知のとおり、11種の農機・設備を対象としたものであります。当町においても助成制度を実施しております。國の助成と当町の助成との運用面での関係をどのように整理されるのかをお尋ねいたします。

最後であります。21年度予算案について基本的な方針をお尋ねいたします。

経済の低迷する中で税収の試算についてであります。あまり影響のない業種も少しはございますけれども、大半はマイナス成長となります。デフレスパイラルの現象下においては、マイナスの改善すなわちサイクルが、経済の活性化をますます厳しくする状況下にあります。

社会的な不況に入り、過去我々の経験したものとは全く違った状況であります。当町として、業種別企業別分析の上に立って、中長期の展望の上、試算されていると存じますが、現在分析されている予想値はどのようなものであるかをお尋ねし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)宇野議員のご質問のうち、農水省の制度改革についてお答えをいたします。

先刻の事故米の不正転売が大きな社会問題となつたことを受けまして、麻生総理大臣が地方の7農政局の原則廃止を検討するよう地方分権改革推進委員会に指示されたことが報じられておりますけれども、一方で農林水産省は、石破大臣の組織の見直しの指示を受けまして、農林水産省の改革チームが11月下旬に「農林水産省改革のための緊急提言」を発表したところであります。

この提言によりますと、地方農政局や本省総合食料局のあり方の抜本的見直しに加えまして、全国各県にある39の農政事務所を22年度を目途に廃止し、事務を都道府県に移管するという案を示したものとなっております。提言では、全国7農政局そのものの廃止には触れておりません。

各県の農政事務所は、5年前の平成15年に食糧庁廃止に伴い、旧食糧事務所から改組されたものでございますが、さらに、18年に統計事務所も統合され、その所管事務は、食糧・消費・安全・統計事務となっているところでございます。全国に約7,000人が従事していると聞いております。

滋賀農政事務所は大津市にありまして、その出先として、東近江市に地域第1課、米原市に地域第2課が置かれております。さらに統計情報センターとして、大津市・東近江市・長浜市・高島市に置かれまして、総勢200人を越える人員が配置されているところであります。

この緊急提言を私も読みましたが、機構改革の部分は提言の一部でございまして、全体的には農水省の抱える問題点を掘り下げ、すべての見直しをした上、意識改革・業務改革の必要性を強く発していることに感心をしたところであります。

例えば、国民への使命感の欠如、事なき主義の調整型政策決定、縄張り意識優先の組織風土、守り重視の消極的判断の横行といった具合に、農水省自らが幹部の危機感そのものが伝わってくる内容でございまして、私たちの行政執行にも相通ずるものを感じた次第であります。

ところで、農政事務所が廃止になる影響がまだよくわかりませんけれども、その目的は国民的視点に立つ組織への転換を目指しているものでございまして、地方分権への大きな流れの中で、地方末端行政にとってむしろプラス方向への改革ととらまえ、今後その中身について注視してまいりたいと考えております。

提言では、地方ホットラインの設置、農水省全部局が食の安全を視点にすること、米・麦の売買部門と監視部門の完全分離などを打ち出しているところであります。

私は、国民の最も重要な食の安全確保と地域に密着した農業振興のあり方を、県・市町村・JAのみならず、生産者・消費者・流通業者・食品加工業者など、地域ぐるみでそれぞれの役割分担を模索していく時代に入ったと認識をいたしております。今後、互いに連携を取り、情報交換・意思疎通を密にしながら取り組んでいくことが大切だと考えているところでございます。以上です。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

(収納管理主監山田清孝君登壇)

○収納管理主監(山田清孝君)宇野議員のご質問のうち、平成21年度予算立案について答弁をさせていただきます。

既にマスコミで連日報道されているように、世界的な金融危機から発したこのたびの不況は、今年のみならず相当長期にわたって法人税割に影響を及ぼすのではないかと懸念されているところでございます。

とりわけ、製造業を中心に金融・サービス業等全般にわたる法人税割が、今年と比べて減収が予想されます。中でも、当町の税収の多くの割合を占める自動車関連製造業や金属加工業に関しては早々に大幅な減産を表明しており、主要法人への聞き取り調査でも、現状維持はまず難しく、状況によっては今までないほど深刻な下方修正も予想

されると回答しているところでございます。

金融業では、前期から一時堅調だった地方銀行も外債の焦げつきや貸し倒れが響いたことから、今期途中で大幅減益を公表しました。なお、これらの法人の一部においては、予定納付の歳出還付額が相当膨らむような事態も懸念されているところでございます。

ご質問の業種別企業体別の分析による試算については、当町は行っておりません。特に、法人税割の内訳は主要法人2社が大半を占め、平成20年度当初予算では7億5,000万円のうち約90%以上を占めているというような状況でございますので、その他の主要法人を前年度対比で見込む方法で積算をしているところでございます。

日々変化する経済状況で滋賀県や近隣自治体と連携を取り合っていますが、先行きが見えない中でプラス要因を探すことが難しく、どの自治体でも今年度に比べ3割を超える法人税割の減収で予算計上をするとのことございました。

個々の情報を得ても分析がなかなか難しく、今後、多方面と情報を共有しながら、来年1月には県において財政担当課長会が開催され、新年度予算の国・県の状況および交付税の見込み等の説明がありますので、参考にしながら今後の予測を立てたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

[環境対策課長西川作男君登壇]

○環境対策課長(西川作男君)ただいまご質問いただきました宇野議員の「町内地下水の安全性」について、答弁申し上げます。

愛知郡上水道は、昭和48年から給水を開始しており、愛荘町の上水道の普及率は現在99%でございます。しかし、愛荘町でも西部地域においては、愛知川および宇曾川の伏流水が豊富なこと、また地下水は夏冷たく冬は暖かく、昔から飲料水として習慣的に飲まれています。このため、地下水と上水道を併用されている家庭は、愛知郡上水道事務所の予測ですと、町内で約2,000世帯あると言われています。

さて、議員お尋ねの地下水の定点検査は、毎年1回、町内30か所をメッシュにより選定し、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・鉛・砒素等、以前県により調査しました項目を参考に有機塩素系化合物6項目の調査をし、業務委託として発注しております。

平成元年に東円堂地区でテトラクロロエチレン濃度が環境基準を超えたことがあり、その後、毎年継続的に調査を実施しており、テトラクロロエチレンの地下水の基準値は0.01mg／リットルでございまして、過去3年間にはこの数値を下回っており、今年の調査においても東円堂地区の最も高い数値は、基準値以下の0.0031mg／リットルでございました。その結果を直接ご家庭まで郵送しており、テトラクロロエチレンは揮発性が高く、煮沸による利用を呼びかけているところでございます。

については、愛知郡上水道事務所および滋賀県湖東地域振興局環境課では、地下水を飲み水として利用するのではなく、50項目の水質検査をした安心安全な飲み水として皆さんに提供しております上水道を利用されることを進めているところでございます。以上です。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

[農林商工課長西沢文博君登壇]

○農林商工課長(西沢文博君)宇野議員のご質問のうち、省エネルギー型農業機械等の国の助成制度と町の助成制度との運用についてお答えいたします。

今般の原油価格変動に左右されない安定した生産体制を確立するために、省エネルギー型の農業機械等の普及を

緊急的に促進する必要がありますことから、国におさましては、追加補正予算におさまして支援対策を拡大しているところでございます。

また、当町におきましては、生産性の高い集落営農を実現していただくために、町の交付要綱によりまして、県内でも数少ない3分の1助成を継続しているところでございます。

それぞれの制度運用につきましては、町の限られた財源の中でもございますので、集落からの要望内容に基づき、国・県の制度に乗せられるものは極力そちらの方へ振り向けながら、町財源の抑制に努めつつ、集落営農の充実に向け進めておりますので、ご理解賜りますようにお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

[学校教育課長森英昭君登壇]

○学校教育課長(森秀昭君)宇野議員のご質問の学校給食の安全性についてお答えいたします。

給食における国内産素材と外国産素材の使用状況についてであります。当町では、外国産食材はほとんど使っておりません。ただ、輸入に頼らざる得ないものとして魚類がございますが、そういうものは北欧等から輸入をしております。

ただし、加工品の材料として、一部外国産の食材が混ざっている場合がありますが、絶対量としてはごく少量であると言えます。なお、この場合は、納入業者から原料配合表や原産地表示により安全を確認できる書類を求めた上で使用をしております。

また、今年は特に牛乳へのメラミン混入や食品の産地偽装など、食品安全性を脅かす事案が多発してあります。学校給食で使用する食材には、従来にも増して国内産食材を多用するなど、安全性確保に万全の注意を払い、さらに衛生管理の徹底に努めていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、フードマイレージの意識についてであります。食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは当然小さくなります。基本的には、「食材は地産地消が望ましい」という考え方に基づき、地球環境に負荷をかけない、また輸送経費節減という意味からも、フードマイレージの精神を心がけるべきであると認識しております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)15番、宇野。追加質問をさせていただきます。

まず、学校給食の問題でございますけれども、国内産を使うということではありますが、特に地産地消は非常に大きな意味がありますし、食品の見える安全性と、それから、ひいては地域農業の振興という意味からも重要な問題でございます。特に地産地消について今後どのように考えておられるのか。今、地産のものはどれくらいの割合で利用されておるのかというようなことをお尋ねしたい。

私としては、やはり当地のものは当地のものでということで、ぜひその道で進めていただきたいなど、こんなふうな要望を持っておりますけれども、今後のお考え方もあるいは、それに対する対処策も再度お尋ねをいたします。

2番目に、地下水でございますけれども、今30か所を毎年実地調査をしておるというようなことでございますが、こうした問題に対して住民・町民の皆さま方に広報なりで啓蒙をしていく。また、あるいは自分の使っている水を再度検査をするというような啓蒙運動も必要ではなかろうかと、こんなふうに考えますが、注意喚起等もう一度お考えをお聞かせ願いたい。

次に、町長から答弁をいただきました出先機関の改革でございますけれども、仕事の分野として、あるいは人員の配置その他の割り振りとして、当然これは県も市町村も影響してくることありますし、それと同時に、今までやっておりました農政局の仕事というものの内容が、全部地方に移ってくるわけあります。

といった意味から、といった分野、今まで地方農政局が預かっておった分野、特に統計であるとか、あるいは指導・企

画、こうした部分が、今の我々の町においてそれだけできるような人材を育成しているのかどうか。あるいは今後どういうふうに考えているのか。その辺を再度お答えを願いたいと思います。

それから、最後の予算立案に対する税収の問題でございます。特に法人税は今、3割の減というようなことを見込んであるというようなお話をいただきましたけれども、これはやはり地方の産業によって大きく変わってまいりますので、ですから愛荘町は愛荘町として、そうした統計なり予測なりを十分にしていただく。そして、できるだけ正確なと言いますが、経済は生き物でございますので、そう簡単にいくものではございません。けれども、できる限りのそうした分析というものは必要ではなかろうかと考えます。

例えば、愛荘町とお隣の東近江市あるいは甲良町、豊郷町、こういうようなところにおきましても非常に大きく数値は変わってきてるのが現状です。これは産業構造が違うという事態がございますので、そうした分析を今後やろうとするのか。今のご答弁のように、平均値をもってやっていくこうとするのか。これはやはり大変大きな過ちを犯す要因にもなります。そうした意味で再度、今後、今はやっておらないということでございますけれども、そうした分野も勘案しながら予算立案にとろうとする取り組み姿勢があるのかどうか。そこら辺を再度お聞かせ願います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)宇野議員の再質問のうち、農政事務所に関するにつきまして答弁させていただきます。今提言がされたばかりで、農水省自体がその提言を受けてどのように考えられるのかがまだはっきりわかつております。実施時期については22年度からというふうに言われてまして、来年1年間検討がされるのだというように思いますが、そういうものの説明会もまだ行われておりませんでして、県や市町村にどういった業務をおろされてくるのか、明らかでございませんが、来年度早く徐々に明らかになってくると思います。

そういうものを受けて、町として、どういった業務を今度やっていくのか、見極めながら体制充実を図っていきたいと思っております。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)宇野議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただいた以外の中で、今おっしゃるとおり、経済は生き物でございますので、日々刻々と変わっております。今朝も主要な電器産業が人員整理を行うというような形で放送されたところでもございます。

先ほど申し上げましたとおり、2社につきましては、1社は自動車関連業界でございますので、ご承知のとおり、減産あるいは人員整理というふうなところで、非常に危惧する部分がございます。

また、もう一方のN社でございますけれども、非常に好調とは聞いてあるものの、20年度に発生しました外国税控除によりまして、これらの部分がどのように影響を及ぼすかにつきましては、非常に会社自体も回答に苦慮しているような状況でございますので、そこらは今後、会社の常務の方々とも十分協議を進めて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

今申し上げました主要法人2社以外の主要法人につきましては、ご指摘のとおり、分析できる部分の情報につきましてはできるだけ収集して、個々に分析を努めたいと思うわけでございますけれども、当初申し上げましたとおり、非常に流動的であり、また経済的にも世界経済に振り回されているような状況でございますので、そこらの点、今後とも情報をつぶさに各県下の近隣町との情報とも共有しながら、分析に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)宇野議員の再質問の中で、地下水の飲料水ということについてお答えしたいと思います。

上水道でも話をさせていただきましたけれども、50項目の水質検査をしております上水道水の利用については、非

常に進むべきことであろうというふうに思いますので、今後、上水道事務所と協議しながら、そういう注意喚起を行っていきたいというふうに考えております。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)地産地消の率についてでございますが、県で調査されたものにつきましては、約16%となっております。

議員ご指摘のとおり、地域でつくられた農産物は安心・安全と考えますが、現在、学校給食センター等で使用する場合、1日約1,600食ということで相当な量になりますし、給食量の食材として安定的に地場産のものが供給されることについては、また少し不透明な部分もございます。

現在、味噌・米などについて愛荘町産を使用しており、今後ともに使用量を増やしていくように現在考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)再々質問に入りますが、まず、今おっしゃった学校給食の問題でございます。地場産のものはなかなか安定供給ができないというようなことも、これも現状としてはわかります。いったい、そうしたことに対して、例えば農協組織、こうしたものでの地場産使用の方向づけですね、働きかけあるいは要望、こうしたこともされているのか。そういうことをしない限り、やはりこの問題は好転しないだろうと。あるいは、今、県で言られている地産地消16%という数字、これを上げるということも不可能である。

今そのまま放置しておきますと、これはなかなかそうはいかない。やはり、生産者団体に対する働きかけ、あるいは学食の方針、そういうものを持ち出して働きかけをするということも必要ではなかろうかと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

それから、あとは、今、税収の問題で言われました。非常にこの地区は大きな企業がボンとありますし、あとは中小企業・零細企業というような状況でございまして、このあたりを終結するには非常な時間がかかるというようなこともございますが、やはりこれは一番必要な問題であると同時に、地域の振興という意味からも、その指針になる問題でもございますので、ぜひこうした分析を十分になされるということを求めます。再度、そういうことについてお尋ねをします。

それから、町長がご答弁いただきました国の制度改革に伴いますものは、確かに今おっしゃるように不透明であります。今どういうふうに動くかということはわかりません。いずれ予想されることは、地方に回ってくることは当然でありますので、22年というのは皆さんご存知のとおりでありますけれども、今からその準備を整える、あるいは我々の形態性の資質を向上する、こうしたことが必要ではなかろうかという意味からご質問をしているわけでございますので、こうしたお考えについて、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)地産地消の問題につきましてのご質問に対して答弁させていただきます。

JJAさんとも協議をさせていただいたことがございますが、さまざまな課題がありましてまだ実現に至っておりませんが、私どもが調査いたしましたところによりますと、島根県や鳥取県でこうした受け皿づくりができてあります、うまくいっているところがございますので、こうした点も研究しながら、今後地産地消の自給率アップにつきましても検討させていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)国の農水省の制度改革に伴う件につきましては、今後とも十分アンテナを張って、県の農業当局等の情報と綿密な連携を取っていきたいと思います。

何よりも政策立案能力、これをより高めて、独自の地域、独自の政策・企画ができる、こういったことが大事かというふうに思いまして、職員の資質向上にも努めてまいりたい。また研修等、あるいはいろいろな学習の機会に参加で

きるように配慮していきたいと思っています。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)先ほど答弁で申し上げましたとおり、主要2社につきましては先ほどのとおりでございますが、それ以外の法人につきましても、近隣町等各自治体と連携を持ちまして情報収集をし、分析に努めてまいりたいと考えております。

○議長(森隆一君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩午前9時52分

再開午前10時11分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、本田秀樹君。

◇本田秀樹君

○議長(森隆一君)6番本田秀樹君。

[6番本田秀樹君登壇]

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず1点目ですが、少子高齢化対策についてお伺いいたします。現在の日本では、未婚率の上昇などにより出生率が継続して低下する少子化と、平均寿命の大幅な伸びに伴う高齢化が同時に進行しています。2015年には4人に1人が65歳以上となり、さらに総人口そのものが減少していくという、これまでに経験したことのない時代を迎えることが予測されています。

このような人口構造の変化は、産業の就労をはじめ、教育・消費そして福祉など日常の暮らしのものに直接あるいは間接的なさまざまな、場合によっては深刻な影響を及ぼすものと考えます。

愛荘町においても、明るく活力のあるまち、地域であり続けるためには、このような少子高齢化社会の問題を真剣にとらえ、若い夫婦には安心して子どもを産み育てることができ、高齢者は地域において活躍できる社会を実現していくことが、今日の我々に課された必要かつ重要な課題であろうと考えます。

全国的に少子化が進む中で、愛荘町は若者が定住し、子どもが増えている活気のあるまちです。心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまちを、まちの将来像としています。急速に進む核家族化の中で、若いお父さんやお母さんにとっては、安心して子どもを生み育てるための環境として、小児救急医療体制は大変重要なものであると考えます。乳幼児の休日・夜間の救急医療体制について今後どのように整備を図っていくのか、町長にお伺いいたします。

次に、高齢化対策についてあります。本格的に高齢化社会を迎えていたる今日ですが、明るく活力ある社会を築いていくためには、誰しもが健康を長く維持しながら社会参加をしていくことが重要であります。健康づくりや介護予防など新たな取り組みも見られているところでありますが、高齢者の豊かな知識と経験を生かしながら、社会活動に積極的に参加できる環境づくりや、ほかの世代との交流促進などにより、ともに支え合える地域づくりを進めていくことが、行政としての重要な課題であろうと考えますが、この点について町長に答弁を求めます。

次に、自治会の少子高齢化についてお伺いいたします。自治会によっては、少子高齢化が深刻になっている自治会もあります。町全体としては次世代育成支援行動計画を策定されています。行政として今後、各自治会にどのような支援や取り組み、指導をされるのか、町長にお伺いします。

次に2点目ですが、住宅用火災報知器についてお伺いいたします。2006年6月1日に消防法が改正され、すべて

の1士モレ1士モレ火災報知器の設置が義務付けられました。既存1士モレより遅くても平成23年1月1日より1士モレ火災報知器の設置を義務付けられています。

これまで火災報知器は、ある程度の規模以上の建物に設置が義務付けられてきました。そして、取り付けは国家資格者である消防設備士に限られていました。住宅用火災報知器は誰にでも取り付けられるように、法令や規格が整備されました。これは、何よりもまず住宅火災報知器を広く普及することが急務だからです。早く普及すれば、それだけ住宅火災による死者を減らすことができるのです。

家庭で自身が取り付けるべき火災報知器ですが、お年寄りや体の不自由な方だけの家庭では自身で取り付けることが大変困難です。最近はこういった方を防災弱者と呼びます。

実は、建物火災による死者数の9割は、そういった消防用設備が義務付けされていない一般住宅の火災によるものです。死者全体の6割は逃げ遅れによるもので、しかも、住宅火災による死者の6割が65歳以上の高齢者であります。早く火災に気づき避難できるようにすることが、火災による死者を減らす有効な手立てだと思います。

住宅用火災報知器を取り付ける場所は、寝室と階段と台所です。一軒家となれば、住宅用火災報知器の設置は7～10個平均となります。1個当たり3,000円から5,000円となると、安くとも2万1,000円から3万円の負担になります。負担をされる住民のことを考えますと、町としての助成金などを出して早期に対策を講じていただいて、少しでも住民負担の軽減ができないものか、町長に答弁を求めます。

次に3点目ですが、ごみの不法投棄についてお伺いいたします。

ごみ問題は、近年の消費生活の高度化・多様化に伴い、排出される多種多様の廃棄物が増加傾向にあります。その対応や散在性ごみやポイ捨て等による不法投棄の対応に苦労されているのが現状だと思います。しかしながら、今まで地域住民の協力のもと、ごみを資源に変える分別収集の実施、粗大ごみ収集など地域を取り込んだ活動を開かれ、散在性ごみや不法投棄のごみの防止に努めています。

県内・町内事業所はもとより、各自治会や各種団体・ボランティア活動におかれましても、幹線道路の清掃に努められていますが、しかしながら、散在性・ポイ捨てごみや不法投棄がなくなるまでは至っておりません。

愛知川右岸については、今まで不法投棄の巡回や看板の設置など行っていたが、少しずつありますが、不法投棄が減少の傾向にあると思います。景観保全・環境保全の意味からも、こうした不法なごみの投棄は許されるものではありません。

そこでお尋ねいたします。1点目ですが、過去5年のごみの不法投棄の現状と、処分したごみの量と、処分費はどれくらいあるのか。また、1年ごとのごみの処分量と処分費についてお伺いいたします。

次に、不法投棄をなくすために町としての対策と、不法投棄された場合にどのような対策をとられるのか、お伺いいたします。

3点目ですが、今まで不法投棄防止のために取り組みをされていますが、その効果をどのように評価されているのか、お伺いいたします。以上3点についてお伺いいたします。

4点目ですが、役場の職場環境についてお伺いいたします。これからますます厳しく降りかかる地方自治体の難問題に対応して、それを克服していくためには、職員のストレスや負担を軽減する職場としての環境の整備が必要だと考えます。昔と違って、仕事面は大変複雑になってきています。しかしながら、組織的には大きく総務・住民・税務・農林商工・福祉・教育関係という役場の仕事・組織というものは、以前とそう変わっていないと思います。職場の中で、福利厚生・ゆとりのある職場環境をつくり上げていくことが必要だと考えます。

今日の経済状況の中では、職員を増やすということは無理なことだと思います。地方公務員の人材教育というの、今後大きな課題になると思います。また、面倒なことやお金のかかることは地方自治体にさせる地方分権化が進んでいます。今後、職員の仕事量はますます増える一方であります。

そこでお伺いしますが、役場としての勤務しやすい職場環境整備などどのように考えているのか。福利厚生・安全衛生

管理・健康管理について、町長にお伺いいたします。

最後ですが、いじめ問題についてお伺いいたします。いじめは、多数が少數に、あるいは力の強い者が弱い者に与える精神的・肉体的な抑圧であり、恥すべき行為であります。いじめ問題や不登校への対応も含めて、そもそも学校において最も尊重されるべきは、児童・生徒一人ひとりの人権であると考えますが、教育委員会にお伺いいたします。

現在の小・中学校におけるいじめの実態と対応について、把握しているいじめの件数および特徴、不登校の状態について、教育委員会・学校・保護者の対応とその後のフォローについてお伺いいたします。

いじめ自殺が増えはじめた94年以後、全国各地で学校の保身の論理、すなわち最初は「いじめはなかった」と否定し、遺族がやむを得ず子どもの名誉回復のために遺書を公開すると、「気がつかなかった」としぶしぶ認めるということが繰り返されてきました。いじめの解決には、個人の尊厳にかかわる問題として、まず、いじめられている子の苦しみを現場にいる教職員がしっかりと受け止め、ひとりの人間として子どもたちと向き合うことが不可欠だと考えますが、教育委員会としての答弁を求めます。以上で一般質問を終わります。

○議長(森隆一君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、少子高齢化対策についてお答えをさせていただきます。

1点目の「乳幼児の休日・夜間の救急医療体制の今後の整備について」であります。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くため、救急医療体制の整備は、元気と安心を確保する最も大事な施策であります。現在、愛知郡広域行政組合の救急医療体制として、旧愛知郡4町の医療機関の輪番制で、休日急病診療を実施していました。また、湖東広域圏での救急医療体制として、病院群輪番体制による休日小児救急医療と第2次診療の昼間・夜間診療を実施いたしております。今後も医療機関のご理解、ご協力をいただきながら、救急医療体制を堅持し、継続を図ってまいります。

あわせて、搬送先となる医療機関や保護者が子どもの病状に対する知識や応急手当についての連携が図れるよう、いろいろな機会を通じて啓発を図っていきます。

2点目の「高齢者の豊かな知識と経験を生かし、ともに支え合える地域づくりについて」であります。高齢化時代の地域の担い手はまさに元気な高齢者であり、地域の活力の源泉になると考えております。ある山間の村では、ここには何もないけれど、村の宝と資源は年寄りですと言われたのが印象的でございました。

本町におきましては、青少年・人権の啓発演劇を毎年、小・中学生から高齢者まで各世代が一緒にになって上演されていますが、この活動は町が誇る素晴らしい人たちの取り組みです。また、びん細工手まり保存会の活動も、高齢者の知識と技術の伝承を実践されているもので、いまや全国に知られた活動となりました。

さらにシルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かし、生きがいを見いだしながら、幅広い交流を深めておられます。今年度中に法人の認可を受けるべく、1月に法人設立総会を開催されます。法人化することにより、国の補助金を活用し、独自事業も可能になるということであります。

また、老人クラブ連合会・各集落老人クラブでは、スポーツ大会や地域友愛事業・文化サークル活動等を実施されています。

各字で実施されるふれあいサロンについても、種々の取り組みをいただいておりまして、昨日もご連絡があったのですが、長野西では100回目のサロン、ぜひ町長も一遍出てきてくれと、こんなうれしい要請もいただいているところであります。

町いたしましては、これらの活動に対しできる限りの支援をしていきたいと考えております。

3点目の「少子高齢化に対する自治会への支援・取り組み」ですが、本町では次世代育成支援対策推進法に基づき、平成19年3月に「愛荘町次世代育成支援行動計画」(前期計画)を策定いたしました。引き続きまして、平成22年度からの後期計画策定のため、来年度、行動計画策定委員会を設置し検討していく予定をいたしております。昨今の就業構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴って、地域における人と人とのつながりや地域の共同体の意識も希薄になる中で、子育ては地域で支援するという地域住民の意識の向上が必要であり、次の行動計画には、住民のネットワークの強化を図り、支援や取り組みについて自助・共助・公助で住民とのパートナーシップを構築するべく、皆さんの意見を集約し、具体的な施策を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長(森隆一君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、4点目の「役場職場環境について」、お答えをさせていただきます。地方分権の推進と権限移譲により、地方自治体は地域における行政の主体的かつ総合的な実施主体としての役割を広く担うことが期待される一方で、自己決定・自己責任の原則に従って、効果的な行財政運営が求められております。また、行財政改革の推進による定員適正化計画により、限られた人員と業務範囲の中で新たな行政課題や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、自立性・柔軟性および機動性の高い組織体制の整備に努めているところでございます。

複雑かつ増大する行政需要に対応するためには、職員が職業生活の全期間を通じて健康で働くことができなければなりません。

そうした中で職員の心身の健康の維持を図るため、時間外勤務の縮減に関する指針の制定やノー残業デーを推奨するとともに、時差出勤制度の導入など職員の過重労働の防止と健康管理に努めております。

また、安全衛生委員会を設置して、産業医による保健指導や健康教室、メンタルヘルスなどの健康相談、職場点検などを実施するほか、福利厚生事業にも配慮を致しているところでございます。

さらに、組織における構成員間の協動関係を円滑に保っていくために、職員間の個別面接によるコミュニケーションの向上と組織活性化の推進に取り組んでいるところであり、今後もよりよい職場づくりを目指して適切に対応していくたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)総務課長。

[総務課長福田俊男君登壇]

○総務課長(福田俊男君)次に、2点目の「住宅火災報知器について」、お答えします。

住宅火災での焼死者を減らすため、平成16年に消防法が改正され、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から義務化となり、既存住宅は愛知郡広域行政組合火災予防条例で、平成23年6月1日までに、各寝室・階段に義務設置しなければなりません。

このため、愛知郡広域行政組合消防本部と連携して、消防団あるいは自警団、それから自主防災組織の活動や訓練等の機会ならびに町広報紙あるいは『広報こういき』を通じて周知・啓発に努めているところでございます。

機器設置に対しての助成金についてですが、本年6月議会において西澤議員のご質問に答弁させていただいておりますとおり、設置義務の適用時期が異なっており、既に設置済みや自治会単位で共同購入による負担軽減方策の取り組みをされている地域もあることから、設置にかかる助成金は考えておりませんので、ご理解くださるようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

〔環境対策課長西川作男君登壇〕

○環境対策課長(西川作男君)4点目の、ごみの不法投棄についてお答えしたいと思います。

不法投棄については、一部の心ない人々によりまして町内の各地に家電製品・家具・タイヤ・可燃性ごみ・不燃性ごみ等が捨てられているのが現状でございます。場所は、宇曾川上蚊野・松尾寺・蚊野外・川久保・石橋地先、愛知川右岸の長野西・愛知川外堤防の川原地先でございます。道路沿いについては、町道斧磨多賀線斧磨地先、町道斧磨松尾寺線松尾寺地先などでございまして、比較的人や車の往来が少ない地域に夜中に捨てられるケースが多いようございます。

また、平成15年度から19年度の5年間の処分いたしましたごみの量と処分費でございますけれども、リバースセンターと愛知郡清掃センターに処分した5年間の合計は、重量で43.45t、処分額は147万1,860円でございます。内訳を申し上げますと、15年度より量と処分額を申し上げます。15年度12.72t／40万4,470円、16年度11.5t／36万2,870円、17年度6.82t／24万9,060円、18年度7.44t／28万3,390円、19年度4.97t／17万2,070円でございます。

以上考察いたしますと、これは3番目にお尋ねの不法投棄防止の取り組みの効果にもつながるわけでございますけれども、不法投棄の数量・金額ともに年々減少傾向にあることがうかがわれます。これは、今日までの不法投棄に対する関係者の強い信念と地域全体のモラルの向上が実を結んだものと考えております。

2番目にお尋ねの不法投棄をなくすための町としての対策としては、不法投棄防止啓発看板の掲出、不法投棄防止チラシの配布を行い、市民各位に注意喚起を促しております。

また、不法投棄をされた場合の対処法でございますが、毎年5月に美化推進委員会を開き、不法投棄監視員10人を選出し、毎月1回監視活動を行っていただいております。また、シルバー人材センターに散在性ごみの収集を業務委託しており、そのかたわら、恒常に捨てられるところの確認も行っているところであり、当課といたしましても常々現場へのパトロールを行い、現場の実情把握に努めているところであります。

また、不法投棄された場合の対策でございますが、当課とシルバー人材センターの応援によりまして、現場での収集作業にあたっております。不法投棄の数量規模が比較的多いと東近江警察署に連絡を取り、現場の実況見分を行っております。

最後に、この問題に一人でも関心を持っていただきて、一日も早く不法投棄のないきれいな愛荘町が取り戻せたらと願っております。

○議長(森隆一君)学校課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)本田議員ご質問がございましたいじめ問題について、お答えいたします。

現在、町内小中学校で「いじめ」ととらえ把握しております今年度の件数は、小学校1件・中学校1件、合計2件でございます。

いじめの実態といたしましては、言葉による力関係、隠れて悪ふざけ、いじわるをするというものが現れています。また、そのいじめが直接の原因で不登校になっているととらえている児童生徒につきましては、いないと理解しております。

また、保護者との対応につきましては、加害であると思われる児童生徒の保護者に対しましては家庭訪問を実施したり、学校に来ていただき、聞き取りをしてきたことや事実関係を説明し、事の重大さを認識していただき、今後の学校での指導と家庭での指導を実施しております。

被害を受けた児童生徒の保護者に対しましては、加害の本人・保護者とともに謝罪のため家庭を訪問し、聞き取りしたことの説明や話を聞かせていただくことあり、学校としての指導のあり方について説明あり、今後の対応等につ

いてご理解いただくように取り組んであります。

加害・被害両者に対しましての事後のフォローにつきましても、学校内でも十分な打ち合わせを行い、保護者との十分な話し合いを持たせてもらい、担任はじめ生徒指導担当者・養護教諭・管理職・オアシス相談員・支援員等が連携を取りながら、正常な学校生活が送れるよう支援しております。定期的な校長・園長会、教頭・主任会、生徒指導担当者会において子どもたちの様子の報告を受け、適切な指導ができるよう指導をしております。

子どもたちにとって毎日が楽しい学校生活になるよう、学校職員が一丸となっていじめをさせないよう、早期発見・対応に努めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問を行います。

まず1点目ですが、少子高齢化対策について再度お聞きします。少子化の原因は複雑な要素によっていますが、結婚や子育てだけが人生ではないという結婚観・価値観の変化、仕事と結婚・子どもを両立させるため社会制度が未整備であること、サービス業の伸張によって女性の働く職種・業種が増えたこと、高学歴化によって女性が社会に進出し、晩婚化が進んだことなどがあげられます。また、経済成長の停滞による雇用情勢の悪化や若者の就業意欲の減退などによって、結婚適齢期を迎える年齢層が経済に不安定であることなども要因と考えられます。

少子化が進み人口増にブレーキがかかると同時に、医療の高度化によって平均寿命が伸びたことが高齢化をもたらしております。少子高齢化が進行すると、若者労働力が不足し、社会の活力が低下します。医療保険を支える年齢層の減少によって医療保障制度が崩壊し、人口の減少による地域社会の停滞など、さまざまな問題が発生いたします。

このような人口減少と少子高齢化の進行を止めするには、産業・就労・教育・社会保障・社会基盤などについてどのような政策を考えておられるのか、理解のできる答弁をお願いいたします。

次に2点目の住宅用火災報知器について、再質問を行います。今ほど答弁いただいたわけですが、設置義務の適用時期が異なっており、設置済みや自治会単位で共同購入による負担軽減方策の取り組みをされている地域があるという答弁をいただきましたが、適用時期が異なるとは考えられないのですが、どこの自治会がそのように取り組んでおられるのか、再度お聞きしたいと思います。

また、住宅用火災報知器の設置により早く火災に気づき避難できるようにすることで、火災による死者を減らすことができます。火災は人命や財産を一瞬にして奪います。特に就寝中には異常に気づくのが遅く、気づいた時には煙を吸い込んでいて身体が動かず、そのまま亡くなるという事態が起こりやすいのです。

総合計画の中にもありますが、高齢者が安心して暮らせる自立支援、障がい者が安心して暮らせる自立支援のためにも、高齢者や障がい者、年齢に関係なく地域のすべての人にとってやさしいまちを目指すとあります。そのためにも、高齢者や障がい者、弱者の支援が必要となりますので、早急に助成金を出していただきたいと思いますので、再度このあたりを考えてください、答弁を願います。

次に、3点目のごみの不法投棄について再質問を行います。先ほど3点の質問をいたしましたが、3点目についてお伺いいたします。3点目の「現在の取り組みの効果はどのように評価されているのか」ということを私は聞いているわけなんですが、今の答弁では、「大方は誰が捨てているのかわからない。この問題に一人でも関心を持っていただけ一日も早く投棄のないきれいな愛荘町を取り戻せたらと願っている」という答弁をいただいたわけですが、「願っている」のではなくて、「このようなことを取り組みたい」という答弁をいただきたいと思います。

そこで、ごみの不法投棄の対応については大変ご苦労されていると思います。不法投棄の中でも家電製品がありますが、どのような処分をされているのか。また、家電リサイクル法に伴いリサイクルできるものは製造業者にリサイクルはされていないのか、お伺いいたします。

また、総合計画の中で基本計画があります。生活環境保全の政策方針として、「環境保全対策で事業所への指導・啓発に努める」とありますが、環境保全協定の締結がどこまで進捗されているのか、また、河川や農地・幹線道路のポイ捨て対策として、沿道看板の呼びかけ、住民・各種団体などの美化活動に対して支援されているということがあります、現在の状況について答弁を願います。

次に、4点目の役場職場環境について再質問を行います。役場は町政の事務局であったり執行部であったりして、今ある問題を解決していくというのではなく、住民のこれから先21世紀のためにそれに合った組織であったり、システムまた人員・人材、そういうものの改善・教育にがんばってほしいと思います。

大きな組織の中で職員は日々の仕事をこなしているわけですが、課によっては毎日残業されている課があります。これでは職員の負担が大きく、ストレスや家族のコミュニケーションもとれていらないのが現状だと考えます。本当にゆとりのある職場とはどのように考えているのか。職員との連絡・報告・相談は、現在はどのようにされているのか、再度お聞きします。

次に、いじめ問題について再質問を行います。全国の学校では、いろいろと子どもたちが考えて取り組んでいることはたくさんあります。いじめストップ運動を企画されたりカウンセリング研修を受けた生徒自身が友だちの相談に乗るなど、自分たちの問題だから自分たちでいじめをなくそうという取り組みが広がっています。また、生徒会が中心となり一番の当事者である子どもたち自身が自ら考え素直に話し合う中で、解決を担うことが大切だと考えますが、教育委員会として学校での子どもたちの現在の取り組みについての、このような事例についての報告をお願いいたします。

また、子どもの教育に対する権利と責任が人権の問題として親にあると考えます。思想および良心の自由を考えると、道徳理論的なことも含めて、親が子どもの発達を支援する第一義的な権利と義務を失うことになります。学校の教員は道徳教員の専門家ではなく教科教育の専門家であることから、現実には学校が全面的に責任を負うことは不可能だと考えます。子どもの道徳責任について、学校ではなく親の教育だと考えますが、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○議長(森隆一君)時間の関係もありますので、わかりやすく簡潔に答えをいただきたいと思います。町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、本田議員の再質問にお答えします。本質問の各論的なご質問より再質問の方が基本論でございましたので、少々戸惑っておりますけれども、私の考えを述べさせていただきます。

少子化対策、本当に日本にとって大事な施策であります。これから行く先、本当に不安が多くございますが、この問題は国のみならず地方も、そして地域も、また企業もみんながこぞって取り組んでいかなければならないというふうに基本的に思っておるところでございまして、先進ヨーロッパ諸国では、既にもう子どもたちの出生率が増加に転じたと、いろいろな施策を展開しながら増加に転じたということもよく聞いているわけですが、私どももごく当然がんばっていかなければならぬと思っております。

まず、国は毎年のように法整備をしながら、働きやすい地域社会あるいは企業・職場での法整備を進めています。毎年のように私どももよっしう条例改正をお願いしているところですけれども、働きながら子育てのための休暇が取りやすい、そういう制度が展開されておりまして、むしろこれから企業の方にもどんどんそういうものを取り入れていただく、制度的にも取り入れていただくことが大事かなと思います。

国には、ほかにも児童手当の拡充とか、あるいは各種補助制度の拡充といった点で取り組みをされておりましても、地方では、医療あるいは出産等、そういう面でも取り組んであるところでございます。私どもの愛荘町におきましても、医療制度の就学前あるいは中学生までの義務教育の子どもたちの医療費についての独自の施策を取っておりましても、また出産一時金につきましても、今度、国保では3万円の上積みがされることになりましたが、愛荘町では15万円の上積みをさせていただいて、50万円の一時金が支給できるように制度を拡充させていただいているところでございます。

~~~~~

また、子育て支援センターについては、非常に多くの住民の皆さんからの強い要請がございました。今年1年間、この子育て支援センターのあり方について真剣に取り組みをさせていただいておりまして、来年度予算を、今予算におきましても設計費をお願いしておりますが、この支援センターが稼働できるようにがんばっているところでございます。

これからは、地域でも子育てが支援できる、こういったことが、親のみならず地域で子育てをしていくという気運が非常に出ておりまして、まだそういった面での制度的なものは十分でないかなという感じを持っておりまして、この辺に我々がやはりやっていく、知恵を出さないといけないのかなというふうに考えております。

それともう1点、最近は「ワークライフバランス」という言葉が非常に大きな、新しいテーマとしてよく出ております。ワーク(仕事)とライフ(生活)をバランスよくやってやっているというワークライフバランスなのですが、日本人は非常に仕事人ということで、家庭を顧みずに仕事一筋にがんばってきた、これの生活をすこし見直して、仕事と生活をバランスよくやっていくのではないかという提唱であります。こういったことがこれから家庭でも育児がしやすい、そういった環境づくりをぜひ実現していくなければならないのかなというふうに思っております。町としてもみんながどのセグションでもそういった視点に立っていろいろな施策を展開できるようにがんばってまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)職場環境につきましての再質問にお答えさせていただきたいと思います。ご質問いただきましたように、日常の職務においては、やはり職員はゆとりを持って仕事をしなければならないというふうに思っておりますし、当然、ゆとりがなければ新しい業務拡大のチャレンジ意識も沸いてこないというふうに思っております。しかし、現状では日常業務をこなしていくのに大変なところというような所属課もございまして、時期的に仕事が集中している場合につきましては、臨時職員でそういう時期については対応させていただくというようなことで対策をとらせていただいているところでございます。例えば、税務課ですと確定申告時期においては臨時職員を配置する这样一个で対応しているというところでございます。

また、職員間の報告・連絡等の関係でございますけれども、なかなか、合併しましてから職員間のコミュニケーションが難しいというようなことから、管理職とそれぞれの課員と一対一で面接を年2回実施していただいているというのが現状でございます。職場は、中には親と子ぐらい離れた年齢の格差があるわけですけれども、なかなか普段コミュニケーションが図れないというようなことから、お互いが日ごろ抱えている問題も含めて面接をしていただいているということで、仕事も含めて目標あるいは反省点も、お互いが納得いくまで話し合ってほしいということでお願いをしているところでございます。若い職員の中には、ゆっくりしゃべれてよかったと。これからいろいろ相談に乗ってもらえるかなというような声も聞かせていただいておりまして、引き続きこういうコミュニケーションを図っていくための面接を続けていきたいなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)住宅火災報知器についての再質問にお答えしたいと思います。まず、共同購入の状況ということでございますが、昨年末に愛知郡消防本部管内の各自治会長さまの方にアンケート調査がされております。127自治会にアンケート調査をされて、106団体からの回答が得られております。

その中で「設置についての取り組み」というところを設問いたしている中で、一定「自治会で共同購入をしたことがある」が12集落、それから共同購入について取り組んでいる」という地域が4集落、それから「共同購入で取り組む計画である」という地域が36地域ということで、全体の約6割くらいの自治会さんの方で共同購入等の意向をお示しいただいております。

愛荘町内につきましては、4自治会で取り組みを現在いただいておりまして、実質共同購入に取り組んでいただいて

いますのは、現在把握しているのは3自治会というふうに把握はさせていただいております。

こういうふうな共同購入を進めるべくそれぞれの訓練機会等をとらえて私の方も消防本部と一緒に啓発もさせてもらっておりますし、去る12月7日の班長会議におきましても、こういう取り組みについてのお願いをさせていただいたところでございます。

なお、助成金について引き続き検討をというふうなことでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、既に新築の住宅につきましては平成18年6月1日以降義務付けになっておりまして、それと同時に付けていただいている方がおられますし、23年6月1日までが既存住宅については猶予期間でございますが、この間に既にもう購入等をいただいている方もございますし、そういうそれぞれの適用の時期が異なっておりますことから、今のところ助成は考えておりませんし、こういうふうな共同購入で取り組んでいただくように推進をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)本田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、「不法投棄のないきれいな愛荘町を取り戻せたらと願っております」と申し上げましたけれども、行政としては当然これは、取り戻せるよう行政を進めていかなければならないというふうに感じております。

それから、2点目の家電製品のリサイクルの件でございますけれども、これにつきましては、製造業者ではない処理業者の方で解体をされているということでございます。

それから、環境保全協定の件でございますけれども、これは今のところ保全協定は当町では結ばれておりません。後ほど上程もする予定でございますけれども、環境基本条例が制定されました、その後に必要があれば関係する会社とこの協定を結んでいきたいというふうに考えております。

あと聞き逃したところがございましたら、再度またお尋ねしていただきたいと思います。以上です。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)本田議員からの再質問にお答えさせていただきます。

いじめというのは、友だちであったり仲間であるという意識が消えてくることから発生しているというようなことと考えております。その意識を回復すること、また継続していくことでいじめをなくしていくことが大切だと考えております。そのためには、お話をありましたように、自分たちでなくしていくという気持ちが重要であり、学校においての取り組みの大きな柱しております。学校において、学級・学年等で集会を開いたり話し合いを持って、一人ひとりを大切にする友だちづくりの取り組みもしております。友だちの関係の輪も広げていけるよう、学校を中心として保護者の協力を得ながら、さらに関係づくりが充実したものになるように指導をしております。

学校においては、それぞれ子どもたちと担任とが一人ずつ話し合う時間を設定していただいて、今自分が困っていること、今悩んでいること、今楽しいことというのを学年に応じてそれぞれ聞き取りをしていただいております。

また、社会のルールが守られないという規範意識の低下も気になるところであります。学校で行っております道徳教育ですけれども、社会の一員として生活をしていく上で重要なものです。学校においては道徳の時間の設定がございますが、その時間だけでなく全教科、一日の生活すべてで道徳関係に関係するように指導をしております。しかし、今ほどお話がありましたように、学校の指導だけで身についていくものではないということを思っております。学校・家庭・地域・社会の中でそれぞれ育っていくものということも考えております。学校におきましては、授業公開であるとか保護者会などで話し合う機会も持たせていただいております。それぞれ学校・家庭・地域というものの協力があってこそ、身についていくものであると思い、連携を取り合いながら子どもたちを育てていく必要があると考えております。ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田義樹君)6番本田義樹、再々質問を行います。

少子高齢化対策について再々質問を行います。ご存じだと思いますが、18歳未満の子どもの数が65歳以上の高齢者よりも少なくなった社会のことを、少子社会と呼びます。日本は1997年に少子化に入りました。「少子」という言葉は、本来は一番若い子、末っ子という意味で使われていて、子どもが少ないという意味では使われていませんでした。少子社会の到来、その影響と対応という副題のもとで、少子社会の現状や課題について少子は子どもが少ないという意味で使われるようになりました。

若い層に未来に希望を抱かせ、現実的にも子どもを育てることに幸せを感じる社会を実現し、高齢者に対しても仕事・余暇など充実した人生が送れる社会基盤を整備することが急務となっております。これからの中子高齢化社会は、今後行き先が見えてこないと思いますが、愛荘町としてどのような少子高齢化になるとを考えているのか、答弁を願います。

次に、住宅用火災報知器について再々質問を行います。先ほどの答弁の中でも、愛荘町で団体購入に取り組んでいる自治会が3自治会ということをお聞きしましたが、それとまた、新築は平成18年度から取り付けを行い、そのために適用時期が異なっているという答弁をいただきました。

私は、高齢者や障がい者、そういう弱者に対しての助成金は出せないのかということを聞いていますので、その点について再度、出せるか出せないかという答弁をいただきたいと思います。

次に、いじめ問題について再々質問を行います。先ほどから答弁をいただいているわけですが、いじめについてはいろいろないじめがあります。先ほどもいろいろな答弁をお聞きしました。また、目に見えているいじめは肉体的ないじめであり、目に見えないいじめは精神的ないじめがあると思います。いじめをなくすことは大変難しい問題ですが、また、いじめを見つけることはそれ以上に難しいと思います。学校教育の充実の中で、いじめや不登校への対応がありますが、いじめや不登校などの問題に対応するため、カウンセリング体制の充実や教職員の資質向上が現在どこまでできているのか、再度お聞きして、再々質問を終わらせていただきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)再々質問で、愛荘町の将来はどのような形になるのかというご質問でございますが、愛荘町総合計画には、町の将来人口というのも想定をいたしておりまして、これによりますと、愛荘町はおかげさまで人口が増えてくると。総数としてインターチェンジの開設やそれに伴う企業誘致、いろいろな政策展開によって、2017年人口2万2,000人と設定をいたしておりまして、その人口構成の中では、65歳以上の人口が平成27年で21%、平成32年まで想定していますが、21.5%、徐々に高齢化は進む。そして一方、若年人口(年少人口)については、17年時点では16.8%が将来は27年で17.4%、平成32年も同じく17.4%というふうに想定をいたしておりまして、若年人口もやはり、2万2,000人の人口が徐々に増えていくと想定すれば、年少人口も増えてくる。高齢化はやはり、急激な高齢化はないように見受けられますが、やはり徐々に進んでくるという将来を見通しております。

今後のいろいろな政策展開の中でも、そういうものを見越しながら展開をしていく。やはり愛荘町に住んでよかったです、愛荘町なら子育てができるまちだ。安心して将来も住めると、こんなまちを目指してがんばっていきたいと思います。

○議長(森隆一君)総務課長。

○総務課長(福田俊男君)住宅火災報知器の高齢者についての助成についての再々質問でございますが、一定ごの設置義務化されました消防法の改正というのは、あくまでも災害はいつやってくるかわからないということで、「備えあれば憂いなし」ということでこういうふうな機器の設置が進められているところでございます。

高齢者に対しても、基本的には設置については煙方式でございますが、高齢者の特性等からいきますと、光のものあるいは振動のもの、あるいは音声のものというふうなものといろいろなものが開発もされております。そういう中で画一的ということにはなかなかならないと思っておりますので、今のところはあえて高齢者を含めて助成については

考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)本田議員さんの再々質問にお答えいたします。

確かに目に見えないもの、見にくいものというのは非常に多くあります。それで先ほど、お話の中に入れさせていただきました子どもたちの直接の聞き取りであるとか、それから、本町にまいじめ未然防止等対策協議会がございまして、統一したアンケートの中から、子どもたちの様子を毎年把握するようにして、指導に生かせるようにしております。

それから、カウンセリングの方ですけれども、現在いろいろな場面で、担任だけでなく全職員が、希望によっては「この先生としゃべりたい」という部分があれば、その先生と十分しゃべれるようにもしておりますし、また、オアシス相談員の方が非常にきめ細やかに子どもたちの、先生に直接しゃべれないかしゃべりにくいところも聞いていてくださいます。そして、支援員さんも配置していただいておりますので、子どもたちの様子を見ながら、気になるなということで教員と話をしながら聞き取りも、先に早くつかむ、そして子どもが困らないようにするという聞き取りもさせていただいております。

それから、資質向上の部分ですけれども、非常に学校教員も危機感をいろいろな部分で持っております。ですから、そういう校内研修であるとか、あるいは町での研修、また県での研修などには入っていき、そして学校の中で伝達をして、校内で定期的に話し合いを持っておりますので、その中で組織としてどう動いていくか、あるいは個別にどう対応するかというのを協議し、話し合いでできるだけ子どもたちの一人ひとりを十分見られるようにという思いで動いております。以上でございます。

○議長(森隆一君)4番西澤久仁雄君。

◇西澤久仁雄君

○議長(森隆一君)4番西澤君。

#### [4番西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず最初に、交通安全に関して質問をいたします。1点目は、ヒロセ自転車店の近くの交差点の雨水排水溝のグレーチングの改良の件です。道路とグレーチングとの差が約12mmあり、グレーチングの上に自転車がはまると、特に雨の日に転倒者が多く見受けられたとのことでした。建設課の係員に何度も話しているのに何の返事もない、一町民さんが9月24日に私に話をされまして、翌25日に担当者に連絡をしたのであります。そうしましたら、10月1日に担当者と課長補佐が自宅に見えまして、改良しないようなするようなあいまいな話をされました。問題は、今のところ転倒者がかすり傷程度で済んでいるというようなことらしいですが、最悪なことを考えた時に、道路管理者の責任を問われると思いますが、その点についてお伺いいたします。

2点目は、長野東の善明寺近くのカーブミラーの件についてお伺いいたします。道路改良に伴い、歩道にあったカーブミラーを民地に移設されましたが、右から来る自動車が見えにくいとの意見が多数寄せられましたので、担当者にこの改良は県か町かどちらかと、連絡していただきたいとお願いしておきましたが、いまだに返事がございません。その後、カーブミラーの腕が43cmほど維持足されましたので、次の質問をいたします。まず、この工事はどこが工事をされたのか。2点目に、また全面改良までの一時的なものであるのかどうか。3点目に、道路管理者をなぜ連絡してもらえなかったのか。この3点をお伺いいたします。

次に長野外周道路についてお伺いいたします。旧愛知川町時代に申請いたしました外周道路は、要望にお応えいただき着々と事業を進めていただいていることを、まず感謝申し上げますが、その設計の段階で突如、交差点のどこ

ろを大きく設計変更された理由は何か、お伺いいたします。

続きまして、防犯ブザーについてお尋ねいたします。防犯ブザーに関しましては、他の議員さんからも何度も質問されておりますが、改めて質問いたします。去る10月10日、日本経済新聞の社会面に、「防犯ブザー落とすと故障」という見出しで、教育委員会が小・中学生に配布した防犯ブザーが落下の衝撃で故障しやすいと、国民センターのテストでわかったと報じていました。同センターが調査したところ、ハンダ付けの不良などが原因で「最初からならない」、また「鳴りっぱなしになった」といった苦情が数多く寄せられたため、市販の製品を落下テストも行ったと記載されておりました。

そこで、愛荘町では平成20年度配布されました防犯ブザーは、以前に配布されたものより故障が少なかったと聞いております。それで次の質問をいたします。

この選ばれる基準は何かということ。次に、現在何パーセントの学生が保持しているのか、調査されたことがあるのかどうか。3番目に、防犯ブザーの会社が何社または何機種あるか。この3点をお尋ねいたします。

なぜこの質問をするかと言いますと、愛知川小学校西部地区の学生さんの毎日を見ていますと、防犯ブザーをランドセルにつけている学生さんが少ない。登校時には集団であり問題はないと思いますが、下校時には1・2年、3・4年、5・6年と時差があります。また、学校に遠い村の学生さんほど、2~3人あるいは1人になる確率が高い。よって、危険率も高いということでございます。

また、その件につきまして保護者の皆さんも心配されておられます。教育委員会としてどのように考えているか、お尋ねいたします。

次に、防犯灯に防犯ブザー50か所を設置と今年度の予算に1,050万円が工事請負費として計上されていますが、次の4点を質問いたします。

現在の進捗状況はどうなっているのか、まずお尋ねいたします。次に防犯、それはブザーなのかサイレンなのか。3番目にその大きさ、ホーン、何ワット、どれぐらいまで聞こえるのか。そして4番目に1か所の押しボタンであるのか、また何個か100mくらいの間隔で何個かに押しボタンをつけるのかどうか。この4点をお尋ねいたします。これは早期の完成をまたお願いしておきます。

続きまして、先ほど宇野議員が質問されましたが、給食の地産地消についてお尋ねいたします。これもまた日本経済新聞11月4日の社会面に「給食地産地消23%」の見出しで記載されておりました。

文部科学省の調査では、学校給食の食材のうち地場産品が占める割合は、2007年度に平均23.3%だったと。政府は、2010年度までに30%とする目標を立てているそうです。今年は特に、輸入野菜に農薬が基準値以上のものをはじめ賞味期限・消費期限の改ざん等数多く報道されましたが、このままだと育ち盛りの園児・学生さんが心配で、次の質問を行います。

先ほど宇野議員がおっしゃったと重複になるかもわかりませんが、現在愛荘町では、この地産地消は何パーセントぐらいあるのか。先ほどもおっしゃいましたが、今後、JAさんとか農家等の契約栽培で食材の確保を考えているのかどうか。この件は職員さんの問題、产品の出荷量、年間通じての食材確保等々問題がありますが、安全の立場から安心して食材の確保を考えいただきたいと。この問題を文部科学省は農水省とも連携して、地産地消の推進策を検討するとのことでございます。以上、一般質問といたします。終わります。

○議長(森隆一君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)西澤議員の1番目の「交通安全に関して」のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の「ヒロセ自転車店前交差点の雨水排水側溝のクレーナンクの改良について」でございますが、現在、役場北側進入路の交差点に、道路を横断するように円形の特殊水路(グレーチングの幅が8cm)が敷設してございます。この製品につきましては既製品でございまして、道路横断用タイプの排水用側溝でございます。

質問の内容にありますように、段差があると言われるのは、製品そのものが水路よりグレーチングが少し低く製品化されておりまして、直接グレーチングに荷重がかからないようにしております。

製造会社に「グレーチングと水路天端とをフラット化できないのか」というような確認をしておりますが、逆にフラット化した場合に直接グレーチングに荷重がかかりまして、製品が傷み強度が保たれないとの返事でございました。

円形特殊水路と申しますと、通常の幅広の水路と違いまして、占用の面積も小さく路面排水を確保するのみなら非常に適した製品でございまして、交差点にはよく利用されております。反面、グレーチングが8cmと狭くそのものの強度が低いというデメリットもございますが、幅が狭いことによって車道の通行に対しての騒音も少なく、消耗が少ないことも大きなメリットでございます。

自転車で転倒されたとのことでございますが、質問の内容にあります「段差をなくせ」との方策を根本的に苦情なく解決するには、撤去する方法しかないと思われます。撤去すれば排水ができなくなるということから、今後の対応策につきましてはあと少し様子をみていただきたいと思います。通行の際には十分注意をしていただき、幸いにも南側には歩道もございますので、できる限り歩道を通行していただきたいと思います。ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、長野東の善明寺近くのカーブミラーの件についてでございますが、1点目のどこが工事をされたのかと申しますと、町の交通安全施設設置工事で施工いたしております。2点目の全面改良までの一時的なものかとのご質問でございますが、以前、歩道の中に置き基礎タイプのカーブミラーが設置してございました。しかしながら、学校・PTA等から歩道の半分ぐらいが占用されているというような苦情がございまして、通行に支障をきたしていることでございましたので、県に相談いたしましたところ、設置されたのは町であるので町で対応していただきたいということでございました。よって、隣地の地権者にご了解をいただき、敷地内に設置をさせていただいた経緯がございます。歩道のスペースを確保し安全な通行の確保には最善策ですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、角度的に死角ができ見えにくいとのことでございますが、鏡面を腕木で調整し角度調整いたしましたので、ご確認をくださるようお願い申し上げます。

3点目の、なぜ連絡をしてもらえなかったのかという件でございますが、直接ご指摘があった時点で県と協議し、業者に発注し、鏡面調整をいたしましたので、地元でもあることから現場確認もしていただいたと、このように理解をしておりました。

最後に、町道長野外周道路の道路改良につきましては、地元役員さんと協議しながら順次進めておりまして、ご質問の折れ点の部分(カーブの部分)につきましては、当初、計画検討素案としてなるべく現道を利用させていただいて、法線を平面図に記載して地元の役員さんに提出をしております。その後、国道あるいは県道また警察・公安委員会等の協議を進めいく中で、現在の計画図面ができ上がっております。

ご指摘の折れ点部分につきましては、計画段階ではできる限り用地を少なくするような法線になっておりますし、字内からの取付道路もできる限りスムーズに出入りできるように計画しております。

素案の図面より協議を進めいく中で、図面修正は当然のことでありまして、今後はさらなる地元役員さんとの協議のもとで計画策定していく所存でございます。現段階では、西澤議員の用地も折れ点カーブ付近でかかるようでございますが、関係地権者のご協力もいただいて、将来を担う子どもたちも含め、未来を見据えた道路が一日も早く完成しますよう、用地交渉も含めましてご協力をお願い申し上げたいと思います。多くの課題がございますけれども、よろしくご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)西澤議員の「防犯ブザー50か所の設置」につきまして、お答えをさせていただきます。防犯ブザーにつきましては、甲良町・近江八幡市などが先進的に設置をされておりますが、それ自体が製品となっているものもあれば、個々の機器を組み合わせてといったものもございます。そこで、こちらの求めているものを提示し、業者の方から提案をしていただく公募型プロポーザルという方式で業者を選定し、年度内には完成させるよう、現在進めています。

この設置に関しましては、全国各地で児童・生徒が屋外で襲われるという事件が相次いで起こっており、町いたしましてもよそ事ではないということから、犯罪の抑止と地域住民さんの「地域の子どもは地域が守る」という防犯意識を高めるとともに、子どもたちの安全を確保するため、町内の小学校の通学路と限定し50か所に設置するものであります、町内全域をカバーするものとはなってございません。

警報音につきましては、いろいろ選択できるわけでございますけれども、サイレンを考えております。また、音量につきましては最大105デシベルということで計画をさせていただいております。

また、今回設置の防犯ブザーにつきましては、1基につき本体についてある1個の押しボタンだけで作動するものであります、数箇所の押しボタンということで連動させるということについては考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君)西澤議員の「防犯ブザー」について、お答えをさせいただきます。

まず、第1点目の「何を基準に購入しているか」ということですが、言うまでもなく防犯ブザーは犯罪による被害を防止し、また軽減するということを目的に、主に子どもが携帯するものとして製造されたものでございます。当町は購入基準として、防犯ブザーの音量・音色・連続吹き鳴らし時間・落下強度および取り付け紐の引っ張り強度について、財団法人全国防犯協会連合会の推奨を受けた製品としております。いわゆる推奨品の中から数点を選択し、購入しております。

次に、2点目の「何パーセントの子どもが所持しているか、調査をしたことがあるか」ということですが、基本的には町内の小学生には、1年生の入学当時に全員貸与という形で性能の高い防犯ブザーを提供しております。携帯率ですけれども、定期的な調査としては行っておりませんが、現段階で平均、小学生が持っているのは71%というものになっております。

電池切れで携帯をしていないこともあります、各学校を通じて携帯するよう声掛けをし、安全のため折に触れて子どもたちや保護者へは、学校・学級通信等を通じて指導・啓発を実施しております。今後も携帯させるよう保護者に伝えるとともに、児童の安全指導の面についても指導していきたいと思います。

特にいろいろな事件等が全国的に起った場合には、すぐに連絡をさせていただき、それぞれ点検等もするようことがあります。わせて行っています。

次に、3点目の「防犯ブザーの会社が何社、または何機種あるのか」というご質問ですが、当町は購入基準を財団法人全国防犯協会連合会の推奨を受けた製品としていることから、その推奨品の内訳を申し上げますと、会社は45社で現在74機種となっております。以上であります。ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、給食の地産地消についてでございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、町内における学校給食食材の地産地消の率でございますが、滋賀県の調査とあわせてみると、平成19年度ですけれども、愛荘町全体で16%になりました、県平均は16.8%で、少し下回っている状況でございます。

今後の食材の確保についてであります。昨年11月以降、給食の食材料として東ひわこ農協から白菜・大根・キャベツ・ナスなどの地元愛荘町産の野菜を多く取り入れてあります。また、味噌・米につきましても、平成19年度からは愛荘町産を指定して入荷しているところでございます。

今後は、東ひわこ農協などを窓口として、ほかの野菜やブドウなどの果物についても入荷が可能であれば、品質を見定めた上で愛荘町産の品物を取り入れていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)4番西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。再質問をいたします。

まず最初のグレーチングの改良の件ですが、なかなか難しいというようなことではございますが、先ほど質問いたしました道路管理者の責任を、最悪の場合を想定した場合問われる。その点がお答えをいただきおりませんので、お答えをいただきたい。

そして、2点目の長野東の善明寺さんのカーブミラーの件です。私が7月25日に建設課に尋ねに行っているのに、いまだにまだどこだと、今初めて町だという話を聞きしました。これ町長はどう思われますか。わざわざ7月25日に聞きに行っているにもかかわらず、連絡しないと。それでよろしいですか。

そういうことと、そして、現場確認しております。それで43cmというものを測ってきました。そして現在、でてくる、前は歩道にあった、それが多少あの右側にありました。今は道路幅が3m30cmです。その端から1m40cmのところに立てておられるのです。それが正当といえますか。また、高野街道から入る時に、善明寺さんの方から出てくる車がみにくい。この前から何回も急停車をされておられる方を目の当たりに見てあります。それはそれで役場としていいのですか。再度答弁願います。

それから、外周道路の件です。想定図であったか知りませんけれども、一番初めにこういう図面を2部いたしてあります。長野東の方は全部これを知っておられます。問題はこここの部分です。初めて10月10日にこういう設計変更をされてきました。それやったらそれでもう少し関係者に聞き、広く広がらないうちにこういうものを提出すべきではないのか。それこそ職員さんの職務怠慢と違うのか。どう思われますか、これ。町長、こういうことが一般にあるんですよ、町内で。私が調査しに行っても返事をくれません。一般市民さんだったらどうですか。もっと黙っていますよ。こんでいいのかどうか、答弁をいただきます。

そしてブザーの件です。いろいろお調べいただきました。テレビでも『ムーブ』という番組で、大阪やっておられました、この件について。そしてまた11月28日に毎日放送の「最新防犯アイテム特集」として、今は声のでる「キー助けて」とか声の出るブザーも開発されて、案外丈夫なものができてあるというようなこともテレビで放映されておられました。

もう1つは、71%の方が現在持っておられる。それは逆です。私は毎日見せてもらっている。ここにつけてある子、ここにつけてある子、いろいろあります。5人いたら1人持つておられたら上等です。もっとお調べください。そして答弁ください。以上です。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)再質問のお答えでございますけれども、まずグレーチングの件でございますけれども、事故があった場合の道路管理者の責任はということではございますけれども、先ほどの答弁でご説明申し上げましたように、一応、道路改良する場合には当然、歩行者や自転車の交通弱者の交通安全を中心として考えるわけでございますけれども、今の場合には当然、交差点の排水とともに考えまして、あのような水路しか入れられないということで、そんな中で事故も起こっているということでございますけれども、やはり反対側には歩道もございますので、できるだけ歩道のあるところぐらいは歩道、自転車も含めた歩道を利用していただきたいというのが道路管理者としての考え方でございます。

ラベル いじりをします。

当然、先ほどの答弁でも申し上げましたように、どうしてもということであれば、また根本的に考えていかなければならぬので、その辺は検討の余地はあると思っております。

次に、カーブミラーについて返事がなかったということでございますけれども、確かにうちの職員があとの返事について議員さんのところにお話ができるいなかつたということについては、申し訳ございません。

それとまた、カーブミラーがそれでも位置が適当でないということにつきましては、後日でございますけれども、できるだけ早い目にもう1回、議員さんの立会のもとに現場を確認させていただいて、実際どの程度触れるものであるかも含めて現場を見させていただきたいと思います。

それと、外周道路の法線につきましては、役員さんとはその都度協議をさせていただいておりまして、その中で地元の方へおろさせていただいているということで、一応役員さんにはあらかじめ相談をさせていただいていることでございますので、よろしくお願ひします。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)西澤議員の質問にお答えいたします。

携帯率は、学校あるいは学年によってそれぞれらつきがございます。保護者の方へも持たせていただくように、学校の方からもたびたび呼びかけをしておりますが、なかなか徹底できていないという部分がございます。再度詳しく調査をし、携帯を徹底づけるように、各学校に指導していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)いろいろと役場の中には議員さんはもちろんのこと自治会の区長、諸団体の長、そしてまた地元からの住民さんの要請とか意見とか、もちろん苦情も含めてたくさんの、毎日のようにそれぞれのセクションはお話を聞いています。町長への手紙ももちろんございます。やはり、きちんと返事をすべきこと、これはやっぱりそれぞれの住民さんも含めて、できること、できないこともあるし、意見として承ることもいろいろありますけれども、やはり誰それからこういうものがあったという場合は、きちんと返事をさせてもらうのが私どもの務めだと思います。そういう点については今後も組織を通じて徹底をしていただきたいと考えております。

○議長(森隆一君)4番西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。再々質問をいたします

今、私は道路管理者の責任と、道路管理者は建設課ですか、町長ですか。どちらですか。道路管理者から返事をいただくのが筋と違いますか。道路管理者としてどう思われますかと言って問うているのです。道路管理者から答弁をいただきたいと思います。

そして、外周道路の件、私も役員です。役員で目を通させてもらっています。その上に長がおられます。副がおられます。その人がどう言ったか、こう言ったかは知りませんけれども、それは十何人寄ってこうこう、それまでに地権者の方が「どうや、どうや」と言われると、やはり「ああや、こうや」と言って見せんならん。それで私は、もしこうして出すのやったら、もう少し早く、部分的な訂正はあると思います。大きく訂正しなければならないのは、あちこち聞く時にもっと早く聞いて図面を作成した方がいいのと違いますかと、こういう意味なんです。今後は十分気をつけてください。とにかく、道路管理者としてどう思われますかという質問だから、道路管理者はどう思われますかと、この返事だけいただきたい。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)確かに道路管理者は町長がならせていますけれども、すべての道路を、数百km、200km以上あると思いますけれども、町道として隅から隅まで把握しているわけではありません。大きな道路計画等もございますし、できる限り、私自身も現場を知っているのがもちろんベターですけれども、すべての現場はわかりません。それぞれの所管にお任せしているのが現状でございます。特に大きな課題になったところは、

管理者として現場を見るということも、今後心がけていきたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時46分

再開午前11時48分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

○町長(村西俊雄君)長い距離を管理していますと、道路の欠陥によって住民の皆さんに損害を与えることもあります。そういう場合には当然、道路管理者としての賠償責任はあると思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午前11時48分

再開午後1時00分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者側にちょっとお願ひしておきたいのですが、質問者の趣旨をはっきりととらまえて簡潔な答えを返していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇辰巳保君

○議長(森隆一君)それでは、1番、辰巳保君。

(1番辰巳保君登壇)

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。一般質問を行います。

まず最初に、「ゼロ・ウエスト」宣言をめざし、循環型社会形成のまちづくりを提唱することについて、質問を行います。

地球温暖化は、人類存続そのものが脅かされてきている重大問題です。原因は、化石燃料を活用した大量生産・大量消費とその廃棄という、生産活動および生活様式によるものです。地球温暖化の進行を防ぐため、温室効果ガスの濃度を安定化させるという目的を達成するためにも、二酸化炭素などの排出量を現在の半分以下にする必要だと言われているわけです。

平成18年4月7日に閣議決定された第3次環境基本計画では、リデュース・リユース・リサイクル・適正処理の優先順位を明確にしています。このことは、町基本計画にも明記されているところです。しかし、実際の運用は、誰が廃棄物の責任を負うのかが明確にされていないために、生活ごみに対応する行政の負担となっているのが現状です。行政負担は、消費者すなわち町民の税金でまかなっています。

基本法は、優先順位の1番である廃棄物の発生抑制すなわちリデュースですが、その原因者である企業には利潤抑制にならない「お願ひ」程度のものです。基本計画は、リサイクルや適正処理、すなわち地方自治体と消費者の取り組みに求められています。第3次環境基本計画は、循環型社会形成といながら、廃棄物の適正な処理として、生活ごみだけでなく産業廃棄物の処理施設について、公共の関与も含め整備を促進しますとうたっています。すなわち、産廃の併せ処理ができる大型施設の促進という、基本計画に矛盾した計画となっているわけです。趣旨に反した計画となっているわけです。

日本共産党議員団は、愛荘町が彦根市を含む広域での大型処理計画に参入していることに懸念を示しています。なぜなら、「我がまちの廃棄処理は我がまちでの処理が基本」という理念を持っているからです。処理施設の大型化は古事記の日 横浜市で進行オーストリアでなく 德智見リバーランドも進行オーストリアでキオ

こうした中、ある雑誌を読んで、そこ掲載されていた福岡県大木町という所の処理センターが載っていました。この処理センターを視察してみたいという計画を持った矢先に、愛荘町議会が宮崎県高千穂への研修を計画され、本町の議会の研修に乗じて、去る11月21日、福岡県内の市町の担当者が研修を行う予定の中に、私たちも合流させていただきました。

大木町は、水郷のまち柳川市に隣接する人口約1万4,500人、面積は約18km<sup>2</sup>で、掘割が町の面積の14%を占めているそうです。町内の行政区は47区、大木町の循環のまちづくりとは、平成12年度に地域新エネルギー・ビジョンを策定、平成17年2月にはバイオマстаウン構想を策定されました。

平成18年11月、生ごみ浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオガスを発電エネルギーとして利用、さらに発酵後の消化液を有機肥料として活用するための施設「環境センター」が本格稼動されました。液肥は肥料登録を受け、農家の評判もよく、家庭菜園においても好評とのことです。処理施設の建設費用は、メタン発酵施設建設の第1期工事と、農産物直売所や郷土レストラン建設の第2期工事の総額で、合わせて11億円だそうです。工事総額の50%が交付金・補助金ということも聞きました。

また、従来のごみ処理費用より、循環センター運営費は減額したことです。何よりも、燃えるごみが40%以上減ったことと、町民の意識が大きく変わってきたと、このことが強調されていました。そして、今年の3月議会で「大木町もったいない宣言」(ゼロ・ウエスト宣言)を全会一致で可決されたとのことです。

私は、愛荘町がごみ処理における哲学「循環型社会形成を実践するまち」、これを正面に据えるまちづくりを提唱します。このまちづくりは、町民の協働なくして構築できません。2万人の小さな町だから進められるまちづくりを構築していくにはありますか。

余談ですが、同席した福岡県の10万人口のある町の幹部職員さんは、「溶融炉は本当に金食いだ。循環施設はよいのだが、我が町に対して適切かどうか、今後の検討が必要だと」と、このように言っておられました。ごみ処理の広域化をおよび大型化は、ごみの減量化や環境保全にも逆行することを申し添え、町長の見解を求めておきます。私は、ごみ問題を広域での取り組みを考える前に、我がまちのあり方・取り組みを明確にすることが重要だと考えています。我がまちで処理できる体制づくりは、町民意識を大きく変える、そのことに寄与すると、視察からも受け取りました。愛荘町のまちづくりを明確にするためには、自治基本条例でのルール化は、1つの手法となるのではと思慮するところもあります。町長の見識を求めておきます。

2つ目に、町体育施設の指定管理者制度の導入の考え方について、質問を行います。先の9月議会において執行部は、愛荘町体育施設条例の全部を改正する条例を提案されました。改正は、利用料の減額にあわせて指定管理者を置くことができる条項を加えたものです。町体育施設管理の指定管理者制度の導入は、個別管理にせよ総括施設管理にせよ、現行の教育委員会の管理で十分対応できると私は考えます。当該議会で、宇野副町長は、円滑な運営を執行していくためにも、指定管理者制度の導入を条項に加え、条例改正上から一括での管理との解釈になると示唆されました。ただ、条例の承認を得た後は、募集要項を定めるに際し、公募が心さわしいか検討をしていくと答弁されました。

体育施設には、野球場のように施設区分が明確な施設もあれば、公園の用途を兼ね備える施設もあります。特に公園要素を持つ体育施設では、地元老人会による便所の管理を、また周辺の草刈りを今まで自主的に実施していました。このような経緯を熟慮し、指定管理者制度をどのように施行されるのか、答弁を求めておきます。最後に、雇用促進住宅廃止問題について、質問を行います。雇用促進住宅廃止問題は、先の町議会で取り上げさせていただきました。入居者をはじめ行政からの声などにより、去る11月14日に堂の上での入居者説明会が持たれました。説明会には、雇用能力開発機構本部から、關山氏が出席されました。

關山氏は、閣議決定による雇用促進住宅の廃止が決定された経緯を説明するとともに、6月の通知により今月の

12月から始まる退去では準備期間が短いとの要望に応え、入居期間を最長2年間延長し平成22年11月までとさせていただくとの説明がありました。これは先の9月議会で一般質問で取り上げ、本町がそうした声を機関に届けていただいた、こうした1つの成果でもあります。

關山氏の説明は、愛知川宿舎を廃止しなければならない理由は何も示さず、一方的に、入居最長期間までの疑問や要望について個別に相談にのるというものでした。説明会では、愛荘町に買い取りを要請したが拒否されたこと、また、民間への譲渡について買い取り先の有無の報告は、残念ながら、その説明会の席上では示せない。年明けの2月までが期限となっているので、もうしばらくその報告を待ちたい。こうした報告がなされました。

入居者から、何をもって廃止されるのかなどの質問がでたところですが、雇用・能力開発機構大阪支所の職員の「急な話なので」と、自分たち自身も戸惑っているというということを明らかにしました。まさに、廃止をしなければならない、その根拠を示すことができなかったのです。

譲渡先も不明確な中での入居者の追い出しは、生活基盤を奪う人権問題ではないでしょうか。人権尊重のまちづくりを宣言する愛荘町として、政府ならびに雇用・開発機構に存続の申し入れを行い、町民に安心して生活を営める居住権を保障する責務が宣言町としてもあると考えます。

また、もう1つの人権問題として考えておかなければならぬのは、こうした一方的な追い出しは、単なる生存権・居住権を侵害するだけではなく、今、入居者の中には、子育てをしていかなければならない、こうした世帯もあるわけです。そうした人たちについては教育権をも奪うという、そうした脅かしがあるわけです。

こうしたことにも含めて、人権尊重のまちづくり宣言をする宣言町としての考え方を求めておきます。以上、一般質問とします。

○議長(森隆一君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)辰巳議員のご質問のうち、1点目の「ゼロ・ウエスト」宣言を目指すまちづくりの提唱についてお答えします。

議員ご指摘の地球温暖化防止は、私たちの避けて通れない地球規模の大変大きな問題であります。このため、愛荘町におきましても、今年3月に「愛荘町地球温暖化防止実行計画」を策定し、役場や学校から温室効果ガスの排出量を国の基準削減目標にあわせて定めております。現在、この目標に向かって、庁舎内の無駄な電気の消灯運動、コピーの両面使用、アイドリングストップ運動など、ちょっとした心がけでできることを積極的に取り組んでいるところです。

また、町民に向けてのキャンペーンとして、町広報による地球温暖化防止のコラムの掲載、また、去る8月7日には、ストップ地球温暖化キャンペーン交流コンサートを愛知川公民館で開催し、満場の参加者に、地球温暖化防止啓発ビデオを上映したところであります。

さて、議員ご指摘の循環型社会形成を基本にしたごみ処理の考え方として、「エネルギー消費の大型広域処理よりも自然還元型小規模地域処理を」とのことと拝察いたします。確かに、理想的な処理方法かと思いますが、現実論的に考えますと、2万人の町であっても大量のごみがあり、バイオ処理で発生した有機肥料の活用や、処理先にも不安を感じるものであります。

私も彦根市で採用されている生ごみのコミュニティ処理を、職員とともに数箇所視察に行ってまいりました。地域住民の協力で処理設備の管理がされていましたが、経済的には地元への委託料・ランニングコストは、単位量当たりで見ますと、市の現在の大型の焼却コストより高くつくということでございました。また、市中心部の、その中でも1か所は、継続できずに廃止するということでございました。

私は、ハイカーボンリサイクル法の取扱い権利付与による高効率化による資源循環に貢献することを忘れない。我が国でも検討されているCO<sub>2</sub>排出量取り引きが軌道にのれば、ごみ処理費のコストに跳ね返ることもある、経済的な削減につながってくるものと思います。

このような状況下で、処理効率を含めた経済的・現実的な面から、一般的には広域的・総合的な処理体制整備が現在の主流となっているものと思われます。国におかれましても、小規模単独処理よりも広域処理を進めて助成制度を拡充している状況であります。県におきましても、平成11年3月にごみ処理の広域化の推進を図るため「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」が策定され、これを進めようとしているところであります。

こうしたことから、平成13年6月に現在の1市4町による湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を設立し、広域処理に取り組んできたものと考えております。

資源循環型社会の構築はこれからも取り組むべき課題であり、リデュース・リユース・リサイクルの精神でごみの分類を進めるため、来年度から当町も白色トレーを新たに分類し、23種分類となる予定です。住民の皆さんのご協力をぜひお願いしたいと考えております。

最後に、自治基本条例でのルール化というご提案ですけれども、愛荘町総合計画の基本姿勢であります「自然と人が輝き、豊かさを協働で追求するまちづくり」を掲げておられまして、この条例の考え方は、住民と行政が協働により、ともに考え方行動する自治の基本的な仕組みを定めることになっておるところでございます。以上です。

○議長(森隆一君) 農林建設主監。

(農林建設主監北川利夫君登壇)

○農林建設主監(北川利夫君) 辰巳議員の3番目、雇用促進住宅廃止問題について、お答えをいたします。

雇用促進住宅の廃止につきましては、先の町議会での一般質問に対する答弁でもお答えをいたしましたが、雇用・能力開発機構が閣議決定を受けて、行政への譲渡や民間への売却について模索され、それが不調の場合は、閣議決定に基づき廃止されるというものでございます。

滋賀県内の雇用促進住宅につきましては、現在のところ、行政(県・市町)への譲渡はすべて不調に終わっており、譲渡を受ける自治体はないという情報を得ております。愛知川宿舎につきましても民間への売却等について取り組んでおられますが、それでもだめな場合は、前倒しによる早期に廃棄するべき住宅として廃止すると聞いております。また、現時点では契約期間終了に伴い退去していただくよう推進されていることも聞いております。

そうした中、住宅施策の観点から、国および雇用・能力開発機構の責任において、転居先の斡旋、退去に際しての経済的支援、母子・父子家庭や高齢者、障がいを持つ入居者たちに対する配慮をはじめとする対応が十分に図られるよう、県町村会を通じて要望書を提出し働きかけてきました。

これを受け、9月議会一般質問後の9月18日付で、独立法人雇用・能力開発機構住宅譲渡部長から、現行の入居者の退去スケジュールが延長変更された旨の通知がありました。その中では、厚生労働省から雇用・能力開発機構に対して、住宅の明け渡し期間の最大2年間の延長や説明会の実施等について指示があったことが記載されております。

雇用対策の観点からも、雇用促進住宅の果たす役割は今後もますます増えていくと思われますので、その点からも、雇用促進住宅の存続について今後も関係市町とともに働きかけたいと思っております。

去る11月14日に入居者説明会が持たれたということは、議員の質問で初めて知り得ました。情報が全くありませんでした。ご質問の入居者の居住権の確保につきましては、今後も存続や入居者の転居に関しての配慮等について強く要望をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長林吉次君登壇)

○生涯学習課長(林吉次君)辰己謙負の「体育施設への指定管理者制度導入の考え方」について、お答えします。公の施設の管理に民間事業者等が、自ら有する専門的な手法を活用することにより管理経費の縮減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者等の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できるとのことから、体育施設の指定管理者制度導入を計画しているところです。

議員ご質問の公園要素をもつ体育施設の管理については、一部施設で地元老人会等が管理をしていただいている現状から、指定管理者制度導入に合わせ協議を進めたく思っておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)1番、辰己保君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。再質問を行います。

町長の答弁、当然それは今、第3次循環型の社会形成の中でもうたわれているのです。それは一般質問の最初の中で指摘をしたところです。実際に、それは今言わされたのは、まさに今までやってきた燃やす処理、埋め立てる処理、そこを中心的な処理の考え方があなたがまだ根づいているのだ。その流れが全然脱皮できない。そういう流れの中で、広域というとらえ方をまだしている。結果として、それは第3次計画の当初の中でも問題は指摘しているのだけれども、実際はそこを言っているという、そこを私は問題を提起したいわけです。

ただ、今一度、小型化というか地域型、そのリスクが高いように言われているのですが、確かに大木町も我がまちがやっているように家庭での努力をお願いしている部分があります。それが、ある程度まで行くのだけれども、それ以上は広がらなかつたという現実が生まれる。私は、当然こうした「ゼロ・ウエスト」のまちづくりというのは明日にできるものではないわけで、その醸成をしていかなければならぬ。そのためには、まず、町長が本当に要するに燃やす処理を抑えていく。地球温暖化に町として何が取り組めるのか。そのことをまずしっかりと哲学として持っていただきたい。その思いで、今回一般質問に取り上げさせていただいたわけです。

ですから、そうしたまちづくりを目指すという方向性を、本当に職員の中でも議論を、内部でも協議をして、そういうものがつくられてきてこそ、初めて上勝町、徳島県でしたかね、そうしたところに発展していくわけで。私は、日本の中のすべての自治体がそうした姿勢を示していけば、行政が取り組める地球温暖化防止、それにつながっていくのだということを、この議会で強調をさせていただいているわけです。

そうした流れがあるということは私も重々承知をしているわけですが、今一度、立ち止まって、どうあるべきか。地球温暖化問題は本当に、先ほども言いましたように、人類の存亡にかかわった問題になってくるわけです。ですから、ただ単に、そうした方針に、流れに乗っていく。そうではなくて、大木町のように広域行政をやっていたけれども、この部分においては単独で貫いたと。でも、まだ広域の部分も残していますと、正直に答えていただいています。でも、ゼロ・ウエストを目指すということが、今の地球温暖化にとってどれだけ大きいことか。そのことを私は訴えますし、町長の再度の見識を求めておきます。

そして、指定管理者制度についてですが、あえて、そうした地域に即し、また地域の要望に応え、また現状に即しての指定管理者制度を進めていきたい。もしくは指定管理者制度そのものをどうするのかということが、答弁であったわけですから、私はそれはそれで是としたいと思います。

しかし、その管理者制度の考え方だけを、これについても今一度、各施設についてかかわってくるわけですから、このことだけは申し上げて、指定管理者制度がこの愛荘町にどのように適するのか。もしくは、どういう施設については執行可能なのか。こうしたことをあえて訴えておきたいと思います。

先の国会で、衆参両院で社会教育関連三法が可決されたわけですが、その時に付帯決議がなされています。この

時に参考人として大学の教授が述べています。それには、このように述べているわけですが、指定管理者制度の制度設計が3年ないし5年という形で期間が指定される。長い継続性が教育の営み、社会教育の営みに求められるところでは、社会教育施設に指定管理者制度は馴染まない。それが導入されることは、住民の学びへの影響が大変大きいと述べられている。この言葉が付帯決議に「社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」と、このように書き入れられました。

その前段に、今、課長が言ったように、この指定管理者制度は確かに経費節減という大きな目的があります。しかし図書館や資料館、こうしたものを指しての言葉ではあるわけですが、しかし、この言葉は非常に大事な言葉だというふうに、私が読む中で感じています。というのは、やはり愛荘町にとって指定管理者制度がどのように適合していくのか。適正な制度運営が行われるのか。行い得るかと言ったほうが正しいかもわかりません。そのことを探求していくなければ、ただ経費節減だ、経費節減だと言っていては、本当によいまちづくりはできない。そうした哲学を持っていなければ、ごみ問題だって前進しないというふうに私は考えています。

今、保育問題でも、こうした考え方が主流になってきて、今、市場化へという流れが、この国会でも議論されているわけです。大変な事態なのです。要するに、行政が住民サービスを行うという、安心して相談に行ける、安心してサービスが受けられる、こうした体系が、今、国会の中で崩されてこようとしているわけです。

指定管理者制度はよいようにとらえられているようですが、実際は、皆さんのやる気をそがしていく、そいでいく、こうした制度でもあるのだということ。要するに、今日までの皆さんは行政にかかわってきて、宣誓書の中にも、全体の奉仕者として誠実に住民に寄与していくと、こうした言葉を宣誓しているわけです。この立場で言えば、今の体育施設にしても、やはり住民さんとコミュニケーションをもって適正な運営を図っていくというのが、適正な住民行政サービスの姿だと思うのです。

それを安易に指定管理者制度を導入するということは、やはりそこにこそ問題があるんだということ。この考え方を持っているれば、保育園が今、国会で審議されている、12月には部会で答申を出そうとしているわけですが、そのことについて、愛荘町の保育園も大きな影響を受けてくる。子どもたちが大きな影響を受ける。それは指定管理者制度、経費節減という根っこがそこにあるのだと。また官から民へという規制緩和がそこにあるのだということを、あえて申し上げておくだけにとどめます。ただ、今答弁があったように、そのことを肅々と実行をしていただきたいということだけは申し添えておきます。

また、雇用促進住宅の廃止問題についてですが、これは今答弁にあったとおり、確かに私も、国策によって愛知川宿舎が廃止されようとしているわけです。しかし、住んでいるのは町民です。これは紛れもない事実なのです。ここでの考え方を抜きにして、この廃止問題は語れないのだということです。なんば国策であろうが、そのことを受けて、要するに、機構がその方針に沿って前倒しで、15年で30年計画の廃止計画を15年縮めて、それを持ち出したら、今度はそれではテンポが遅い、もっと早めよと、前倒しそよというので、愛知川宿舎がその1つの宿舎になったわけです。そんなけしからんことはないわけですよ。町民さんが現実にそこを使って生活を営んでいる。この現実を無視することはできないのです。

じゃあ行政として、町民に責任を持つ行政として、この廃止問題を単に国策として眺めていいのかどうか。このことが問われると思うのです。私は、そうした立場から何としてもこの廃止問題、行政として再度、国に対して存続を、要するに廃止をしなければならない根拠は閣議決定だけなんですよ。つぶしていこう、要するに法人をなくそうという流れが起こったことから始まっているわけですよ。ですから、私は行政としては、国策でやったんなら国の責任でしっかりと、要するに存続を含めて入居者の安心安全をしっかりと守った対処、それを求めていくべきだと思うのです。そのことを私は強く訴えますし、再度、行政がどうした姿勢でその国に対して、また機構に対して働きかけよう、また運動しようとも、いただいていますのか、このことについて答弁をいただきたいと思います。

忘れていました。環境問題で、先ほど町の地球温暖化防止計画の話が出ました。私も環境基本計画ならびに地球温暖化防止計画を再度読ませていただきました。そういう中でとらえたのが、要するに行政として削減目標を掲げています。その中でガソリンの使用と自動車の使用、これを使用が15%削減目標としてあがっています。どのように手立てを講じようとしているのか、答弁をいただきたいと思います。

当然、まだ始まったばかりです。18年度を基準にしての数値だと書いてあります。電気の使用については6%を削減するということで、公共施設での太陽光発電を検討なされているのかどうか。こうしたことも合わせて答弁をいただきたいと思います。

いずれにしても、再度、燃やす処理から循環する処理に、こうした発想の転換によって、地球温暖化防止に我々全員がその努力をしていくことを訴えて、再質問とさせていただきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)再質問にお答えさせていただきます。

まずは、ごみの問題でございましたんですが、最初、私はコスト論を中心に展開させていただきましたけれども、ごみの減量、地球温暖化防止という観点から言えば、コストだけではやっぱり語れないところがございます。例えば、今、先ほども申し上げました23種分類、当初はですね、燃えないごみから始まりました。ビンとか缶とか。最近は燃えるごみにもどんどん分類をしている。本当は燃やしてしまった方がはるかにコストは安いんです。安いんですけども、使えるものは使っていこうというリサイクル、循環型社会の形成の面から、燃えるものもどんどん分類をやってきております。

そういった意味から、生ごみの問題について最終的に非常に課題が多いといった中から、ただいま広域あるいは大型化の施設への対応を進めているところですけれども、全体としては、やっぱり減量作戦というのは、どんな大きな施設ができたとしてもごみを減らしていく、この取り組みはやっていかないとだめだというふうに思っております。そのバイオ、生ごみ対策については、地域で一挙に大きなものは大変難しいということもあって、地域で取り組めるような方策がないかということで彦根に行ったんですけれども、課題もしっかりと見てきました。それでも、諦めずに、地域の皆さんの熱意さえあれば、何とか町としてできる方法を今後も考えていきたいと思います。

それから、最後に言われました効果ガスの町の削減目標、地球温暖化実行計画がございます。これはまだ十分な説明が、不十分な点がたくさんあるし、もう一度みんなで勉強したいなと思っておりますが、15%と確かに計画書に出ておりまして、その具体的な実行計画というのが今のところまだ不十分でございまして、今後、これをぜひやっていかんとあかんと思います。平成24年度削減目標値15%というのが、確かにございます。県は2030年に50%削減を打ち出していると思いますけれども、そういったものも見合せながら、実行できる計画を今後具体的に計画を持ちたいと思います。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)再質問にお答えをさせていただきます。

行政いたしましたは、廃止問題を眺めていてよいのかということでございますが、もちろん、行政いたしましたは、国策であるのなら国の責任であるので、全く知らないというようなことはできないと思っております。入居者の安全安心を求めていくべきであると、このように思っております。

行政の姿勢と運動をどうするのかですが、私は、このように思います。無理やり、住んでいる人々を立ち退かせる、これが強制立ち退きではないかと、このように思います。住まいや住環境を守り、よりよいものにすることは、居住の権利の基本でございますから、強制立ち退き等は人権の侵害であることは言うまでもないと思います。「住」は、私たち一人ひとりの生活はもちろん、社会の基盤をつくる大切な要素でございます。私たちの「住」をよりよいものにするために、適切な居住への権利を考えることが大切だと思っております。このことから、町民が安心して生活が営まれま

すよう、居住権を保障するよう、今後においてもあわせまして強く要望していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇瀧すみ江君

○議長(森隆一君) 13番、瀧すみ江君。

[13番瀧すみ江君登壇]

○13番(瀧すみ江君) 13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずははじめに、巡回バスについて2点ほど質問します。巡回バスについては、町民の方からの要望も直接お聞きしているところですし、合併して町が大きくなつて、もうすぐ3年経過しようとしている中で、町民の方の移動手段を保障していくためにも、必要であることを訴え、早期の実施を要望するものです。

行政は、今年度予算において「(仮称)地域交通サービス検討委員会」を立ち上げ、アンケートやフォーラム等を行う中で、一年間の検討を行うことを示していますが、いまだに委員会は開催されておらず、今年度も既に終期にさしかかっています。1点目として、地域交通サービス検討委員会の開催予定について答弁をお願いします。

先月の19日から21日、宮崎県高千穂町に愛荘町議会で伺い、読書のまちづくりと議会広報について視察研修をし、今後の参考にさせていただいたところです。高千穂町にも「ふれあいバス」という町のバスが走っていました。高千穂町は、町の総面積は237.3km<sup>2</sup>で、うち83%が山林であり、人口は約1万4,500人で、町内に14の小・中学校があります。このような条件の中で、町民の移動手段を保障していらっしゃいます。

高千穂町のふれあいバスは、幹線2線と地域線6線の計8路線あり、幹線2線は宮崎交通に運行を委託し、幹線と小さな集落を結ぶ地域線は、14人乗りの小型バスです。6路線の地域線のバスは、路線によってボディの色が塗り分けられていて、一目でどの路線のバスかわかるようになっているそうです。各地域で選ばれた運行世話人が配車の手配を行っているなど、町が地域の人々と連携して運行を管理しているのが特徴とのことです。

高千穂町の役場からふれあいバス時刻表をいただきましたが、8路線の一日の本数も違い、中には週に何回かだけ運行する路線があるなど、それぞれいろいろな運行形態で走っており、乗車料金も出ていました。山間部という地形を考えた形態で運行されていることを感じました。

このような例も参考にしていただき、2点目として、愛荘町に適した巡回バスの形態を、行政として十分調査・研究していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、福祉医療費助成について質問します。先日、滋賀県は、財政不足額の拡大見通しに伴ってまとめた2009年度と2010年度の收支改善案を明らかにしました。低所得老人や一人暮らし・高齢寡婦の医療費個人負担は、現行の1割から2割負担に、一人暮らし寡婦は、現行の通院1レセプト500円・入院1日1,000円を2割負担に見直すとしています。また、乳幼児福祉医療費助成制度の所得制限額を、現行の570万円から339万6,000円に、母子父子家庭は、現行の339万6,000円を230万円に見直します。企業が優遇され弱者に負担のしわ寄せを押し付けるという国政の流れをくむ滋賀県の姿勢を批判します。

まず、守られなければならない弱い立場の人々の命と健康を守るため、このような福祉医療費助成制度の改悪を撤回することを、愛荘町として滋賀県に求めることと、実施された場合、就学前の医療費完全無料化を今後も継続すること、先に示した新たな負担となるそれぞれの内容については、負担増になる部分を町単独補助で対応することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、資格証明書について質問します。資格証明書は、国民健康保険税を一年以上滞納している世帯のうち、特別な事情がないと市区町村が判断した世帯に対し、国保証の取り上げと引き換えに発行されます。資格証明書では保険が効かず、医療機関の窓口で医療費の全額10割を支払わなくてはならないため、受診抑制や治療中断などが起

き、深刻な社会問題となっています。

滞納者に対する制裁措置として国民健康保険法で市区町村に発行が義務づけられた2000年以降、全国で大幅に増え続けています。親が国民健康保険の保険料または税を払えないため、国保証を取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子どもが、全国で10月30日現在3万2,903人にのぼることが、厚生労働省の調査でわかりました。病気になっても、保険証がないために、保健室に行っても医者に行けないという子どもたちの悲惨な状況を報道などで知る時、心が痛みます。

このような状況の中、全国で551市町村が資格証明書を発行していないことが、厚労省の資料からわかりました。愛荘町もその中に入っています、町民の健康を守るという行政の使命を果たす姿勢と努力が伺えます。今年2月から3月、資格証明書の発行に関する内規・要項などを作成しています。滞納者のそれぞれの状況を配慮していただいていることは今まで答弁されていますが、今後も引き続き、国保税滞納者に対して資格証明書を発行しないよう努力していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

来年度から、後期高齢者医療保険料の滞納者に対しての資格証明書発行が始まるものと把握しています。直接役場に支払う普通徴収の方が対象になります。高齢者の健康と命を守るために、後期高齢者医療保険料の滞納者に対して資格証明書を発行しないよう努力していただくことをあわせて求めますので、答弁をお願いします。

最後に、同和行政の終結について質問します。同和対策の残事業としては、山川原の事業が一般対策として進められていますが、これに何ら反対するものではなく、取り組みを進め早期に完了すべきであることを、まず申し上げておきます。

長年行われていた同和対策事業により地域の住環境が改善されたことは、議会の質問・答弁の中で行政・議員ともに認めています。そのような状況の中で、今後、同和行政を継続していくならば地域間格差が生じ、地域の人々のそれぞれの思いからもかけ離れた状況が生まれてくるのではないかと懸念するところです。

行政は、町民全般の生活実態を的確に把握して、貧しい世帯にこそ生活の応援をするべきであり、また、愛荘町内のすべての自治会に平等に対応すべきです。そのため同和行政の終結に向けて取り組むことを求めますが、これについての町長の見解を求めますので、答弁をお願いします。

具体的には、次の2点について平成21年度の予算要求として提案します。1.来年度から固定資産税の同和減免の減免率を段階的に引き下げ、最終的には解消すること。2.来年度からコミュニティづくり実行委員会活動助成金を廃止すること。この2点についての答弁を求めて、終わらせいただきます。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

(収納管理主監山田清孝君登壇)

○収納管理主監(山田清孝君) 議員の質問のうち、固定資産税の同和減免についてお答えをいたします。

固定資産税の同和減免につきましては、小集落改良事業あるいは環境改善事業によって地区の環境が改善された結果、家屋や土地の売買が生じ、特に新築家屋における固定資産税の負担が大きいというようなこともございまして、昭和53年から、固定資産税の50%減免を実施していることは、既にご承知のとおりでございます。

しかしながら、合併を機に一度見直すというような声もありまして、その方法・手法について、今まで検討をしたわけでございますが、即やめようということになりますと急激に納税者の負担が大きくなることもありますので、やはり、減免率の激変緩和を考えていくべきと考える次第でございます。

そうした中、昨年来、地元関係者の方々と会議を開催し、ある一定の方向性を見出すことができました。地域住民への周知期間が必要と考え、減免率を50%でスタートし、以後5年間、毎年10%ずつ減額して終了するよう、段階的に同和対策減免の激変緩和措置を実施することを考えておりますので、こういったことで答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)総務課長。

(総務課長福田俊男君登壇)

○総務課長(福田俊男君)次、1点目巡回バスについてお答えします。

本町にふさわしい地域交通サービスの取り組みの方向性を策定するため、10名以内で構成する検討委員会委員として、公募委員4名を募集いたしましたところ、1名から応募いただきました。現在、委嘱委員として参画いただける方を選任いたしておりまして、検討委員会設置に向けて準備をいたしているところでございます。

そうした中、本年5月に定住自立圏構想研究会より、東京圏域への人口流出防止と地方圏への人の流れの創出、分権型社会にふさわしい社会空間の形成、ライフステージに応じた多様な選択肢の提供などを目指した「定住自立圏構想」が提案されました。

そして、国では、集約とネットワークの考え方により、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互連携する定住自立圏構想の具体化へ向けて検討をするため、8月に定住自立圏の形成に先行して取り組む市町村の募集がございました。彦根市を中心市に、愛知・犬上郡各町を構成団体として応募し、このたび、全国18圏域が先行実施団体に決定をされました。

こうした中で、県域で取り組む施策の1つとして、公共交通ネットワークの構築を目指して、今後、調査・研究することいたしております。このため、第4四半期において地域交通サービス検討委員会を設置し、本町に適した公共交通の形態等について意見調整をしていきたいと思慮いたしておりますので、ご理解くださるようお願ひいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)住民課長。

(住民課長辻善嗣君登壇)

○住民課長(辻善嗣君)続きまして、福祉医療費助成について、ならびに資格証明書についてお答えをいたします。支援が必要な方へのセーフティネットを確保することや、財政的な制約がある中で、将来にわたって福祉医療制度を安定的なものにするために、滋賀県では制度の見直しの考え方が示されました。その見直しの内容につきましては、議員ご指摘のとおり、乳幼児、母子・父子家庭の所得制限を狭めることや低所得老人・ひとり暮らし高齢寡婦の医療費負担を1割から2割に引き上げることがあげられております。

まず、「福祉医療費助成制度の見直しを撤回することを、愛荘町として滋賀県に求めること」というご質問ですが、先般、10月15日に開催されました滋賀県自治創造会議におきまして、その見直し案が提示されまして、26市町の首長が声を揃えまして、見直しを撤回するよう求められたところであります。

特に、乳幼児福祉医療費助成にかかる親の所得制限額の引き下げにつきましては、国の子育て支援対策として、3歳未満の医療費の自己負担2割を、本年4月から義務教育就学前まで拡大されたことなどに逆行しまして、子育て支援や少子化対策の後退につながるものであると考えております。

福祉医療費助成制度は、各都道府県により実施内容が異なりますが、県民・町民に直接かかわりますものでありますので、県としての役割と重要性を再認識していただき、現行制度を継続していただくよう、他市町ともども要望しているところであります。

「就学前の医療費完全無料化を今後も継続することや、その他の制度見直しによる負担増となる部分を町単独補助で対応することを求める」についてのご質問でありますが、まず、「就学前の医療費の完全無料化を今後も継続すること」につきましては、厳しい財政事情ではありますが、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る観点から、町単独補助として今までどおり継続することを考えております。

厳しい状況でありますので、今後も他市町と連携して、県に対して現行制度を継続するよう強く要望してまいりたいと考えております。

次に、「国民健康保険税滞納者に対して資格証明書を発行しないよう努力していただくことを求める」ことについてであります。まず、現在の資格証明書の発行状況であります。平成20年9月に実施された県医療保険課の調べでは、県内26市町のうち、発行していない市町は愛荘町を含めて7町であります。資格証明書につきましては、以前の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、国民健康保険運営協議会におきまして、善良な納税者の意識や税の負担の公平性など健全な事業運営を図るため、滞納世帯への短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付についてご指摘をいただいておりまして、平成20年度から、その交付に向けまして被保険者証の交付時の説明や『広報あいしょ』により啓発、窓口相談など、あらゆる機会をとらえて周知を行ってきたところであります。

国民健康保険法では、特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を一年以上滞納している世帯主に対しては、被保険者証の返還および被保険者資格証明書の交付ならびに保険給付の支払いの全部または一部の差し止めなど、保険給付の制限が規定されています。

しかし、保険証がない中学生以下の子どもが全国で3万3,000人存在するとの先の報道もありましたが、当町につきましては、以前から申し上げておりますように、機械的・事務的に行わず、該当世帯の状況把握に努めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療保険料の滞納者に対してであります。ご承知のとおり、従前の老人保健制度が廃止され、本年4月から後期高齢者医療制度が始まりました。老人保健制度では、医療給付を市町が行い、保険料の徴収は国保や被用者保険の保険者が行う仕組みであり、保険資格と給付制限が異なっていたため、資格証明書の発行はありませんでした。

しかしながら、後期高齢者医療制度では国保と同様に、特別な事情がないのに保険料を納付いただけない方については資格証明書を交付することが義務づけられております。去る6月議会におきましても、議員より、「経済的事情により保険料が支払えない方については1年後の資格証明書の発行は行わないこと」についてのご質問もいただきました。本制度の安定的な運営と保険料負担の公平性を保つためにも、資格証明書の交付は必要であると考えております。

しかしながら、機械的に一律に交付するものではなく、高齢者の生活の実態に即した取り扱いが必要と認識しております。現在、こうした未納対策について、滋賀県広域連合におきまして議論がなされているところであります。その取り扱いについては、各市町村の意見も踏まえながら、同一の取り扱いとなるように聞いておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森隆一君）人権政策課長。

[人權政策課長德田圭子君登壇]

○人権政策課長(徳田幸子君) 氏議員の4点目、「同和行政の終結に向けて取り組むこと」についての質問で、2つ目のコミュニティづくり実行委員会活動助成金を廃止することについて、お答えします。

同和対策事業は、特別措置法の失効により特別対策から一般対策に移行しました。当町におきまして、環境改善などのハード事業は一部残っておりますが、一定の成果をあげてまいりました。残る事業におきましても、関係者等との協議のもと、鏡ヶ原、事業完成に向けて努力いたしていこうであります。

しかし、残念ながら、心理的差別の問題や不安定就労の問題など、同和問題にかかる課題がすべて解決した状況に至っておりません。特に、議会におきましても、東近江市民による同和地区問い合わせ差別事件にかかわり、真の解決に向けた決議をされたところであります。

こうしたことから、同和問題の課題解決、部落差別の解消に向けた取り組みは、今後も続けていかなければならぬと考えております。そして、部落差別だけでなく、あらゆる人権の差別の解消に向けて取り組んでいくことは言うまでもありません。

そうした中で、コミュニティづくり実行委員会は、今なお差別が現存する中で、部落解放に向けて自主自立意欲や連帯意識の高揚を図るため、自治会総参加のもと、近隣地域との交流や健康増進事業など幅広い分野で活動を展開されています。コミュニティづくり実行委員会の活動は、人権尊重のまちづくりを実現していく上で、町の最重要課題である同和問題の早期解決を図っていくための大きな力であると考えております。

人権が尊重され、誰もが人間らしく、ともに幸せに生きられる地域社会の実現のため、今後もこの事業を継続する必要があると考えております。そのため、助成金の廃止については現在のところ考えておりませんので、ご理解くださるよう、よろしくお願ひいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再質問を行います。

同和行政の終結ということで、再質問と言うか、町長のお考えということで、見解ということで質問しているわけですけれども、答弁がなかったようですので、この再質問が終わった後にお願いしたいと思います。

まず、福祉医療についてですけれども、県に向かっても継続を求めていくということで、力強い答弁をいただいたわけなんですけれども、それでも改悪になってしまふということも考えていかなくてはなりません。その中で、就学前の医療費完全無料化の方は継続していただけるということで、本当にうれしいことだと思います。

ですが、そのほかのことについては難しいというような答弁だったと思うんですけれども、その改悪の中で一番大きなもの、そして、ご本人・当人にあっても本当に暮らしを圧迫するものとして、65歳から69歳の低所得老人の医療費が1割負担から2割負担になるということがあげられると思います。

それで、過去のことではあるんですけども、平成19年度決算のところで、昨日もちょっと担当課のほうでお聞きやらしていたんですけども、その中の『決算の概要と主要施策の成果』の冊子の中ですけれども、その分はこの65歳から69歳の低所得老人の方は、19年度では対象者が90人いると。そして、その方たちの受診回数が年間で1,932件あるということが記されております。これは単純に割れば、1年平均で年間21診療、ひと月にはおよそ2診療ほどの医療にかかっているということで、本当に日常的に医療を必要とされている方が、医療費が2倍になるということになつたら、本当に言うに及ばぬ苦しさがやってくると思います。

そして、その同じ場所ですけれども、65歳から69歳の低所得老人で、3割負担ですから、1割負担は本人がされているので、2割分の町と県が負担している医療費ということで、平成19年度では800万円だそうです。これが、もし県が制度を改悪されて2割負担になるとして、ご本人の、当時者の負担率を変えないとすると、その1割部分は町で持つことになりますが、それだと800万円のうちの4分の1の200万円を町が今より多く持つように、単純な計算にはなりますけれども、大まかに言うとそういうことになると思います。

ですので、200万円上乗せすれば、65歳から69歳の低所得老人の方の医療費の負担増を防ぐことができると思うんです。やはり、はじめの質問でも言いましたし、この決算のこの部分においても書かれていますけれども、社会的・経済的に弱い立場にある町民の医療費の負担増をやはり防いで、本当に健康と暮らし・命を守るまちづくりをしていかれることを再度求め、県が本当にこの言っているようなことをされた場合でも、町として防波堤になって守っていただくことを再度求めておきますので、答弁をお願いしたいと思います。

次に、資格証明書のことで再質問します。こちらの方も本当に努力していただいていると思うのです。やはり、それの場合を考えて個々のケースに基づいてやっておられるので、本当にありがたい状況、本当にこのまま今後も続けていただきたいと思います。

たに、先ほどの質問の中でも、国保の資格証明書発行についての問題点を申し上げましたか、ここでは、後期高齢者医療の資格証明書発行の問題について、もう少し申し上げたいと思います。

国会では、5日の衆議院予算委員会で厚労省の大臣が、18の広域連合から報告を集計した結果、年金から天引きされていない後期高齢者の8.4%が滞納していることを明らかにしました。後期高齢者医療制度ができるまでは、滞納していても、75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは法律で禁止していました。しかし、新制度では、法律によって保険証の取り上げが可能となりました。

保険証を取り上げられた高齢者には資格証明書が、先ほどのお話のように発行されるのですが、医療機関窓口では医療費の全額を支払わなければならぬため、お金のない人は受診できなくなります。病気になりがちな高齢者を医療から排除するのが後期高齢者医療制度です。このような高齢者の命を大事にしない後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきだと、私は考えております。

愛荘町でも、後期高齢者医療保険料の10月末の期限分における普通徴収の未納の方は446人の中で41名あることを、先日、担当課からお聞きしたところです。率から言えば9.2%です。未納の方がどんな状況にあるのかということを、答弁をお願いしたいと思うのですが、これも先ほどの議会の質問でも取り上げていると思うんですけれども、やはり、高齢者であるだけに、役場にまで行けないとか、本当に払おうと思っても払えない状況、いろいろあると思うんです。

やはり、その実態把握をしていただきまして、やはり滞納が重ならないように、重なったらこの普通徴収の方と言えば低所得の方ですので、余計に払えなくなりますので、そういう努力をしていただきたいと思いますので、未納の方の状況がどのようなものかということ。それと、今申し上げたような払っていただくための努力。やはり個々の対応もかなり必要かと思いますので、そのようなことについての見解を求めたいと思います。

それで、あとは同和行政の廃止についてで、ちょっと戻りますけれども、今、行政の方から姿勢を答弁していただいたのですけれども、ひとつこの愛荘町は合併した町ですので、合併する前の旧秦荘町・愛知川町の同和行政の到達点、そして、それを踏まえてどのような合併協議を行われたというのかについて答弁をお願いしたいと思います。

同時に、合併によって各対象地域の自立への取り組みが逆行したということはなかったのかどうかについて、答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(森隆一君)町長

○町長(村西俊雄君)同和問題についての私の考え方を述べさせていただきます。

この同和問題についてはですね、エンドレスではあってはならない。これが永久に続くようなことは決して、その差別を平氣で認めるというようなことになりますから、そんなことありえない。早期、一日も早い完全解決を目指していく。それが大事なことかと、まず思います。

ただ、今のコミュニティ助成につきましても、3地区に平等に均等に助成をさせていただいているところでございますけれども、やはり、これは自立をしていただくと。一日も早く自立していただいて、住民各位の連帯意識も持っていたら。そういう一連について、まだ完全な取り組みが難しかっただろうということで続いているものと認識をいたしております。

そういう中で、一般地域の自治会運営、そして、同和地区であるがために必要としている経費、こういったものもあるかと思います。例えば、近隣地域との交流、こういったものもやはり大事なことかとも思いますし、そういう点について今後検証しながらですね、いつまでも永久にこれを保障したものでない。その辺で皆さんの同意が得られることを必要な条件として、適切な対応をすべきというふうに思っているところでございます。

合併協議とか、その時に逆行したことがなかったとかいう点について、ちょっとこれは私もよく存じ上げておりませんし、回答できませんので、担当からお答えをさせていただきます。

○議長(森隆一君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)再質問いただきました。

まず、福祉医療の方ですけれども、乳幼児以外の制度の件の見直しについて、もし見直された場合の単独施策をせよというようなことあります。その中で一番大きいのは、本人に影響が大きいのは65歳から69歳の低所得の方あるいは一人暮らし高齢寡婦の方だというふうに思っておりますが、これは現行1割の本人負担で、本来、保険で言いますと3割ですが、福祉医療が負担しておりますので本人さんは1割ということになっております。

それが、例えば70歳から74歳になられますと、健康保険の負担割合は、平成22年3月末までは1割という措置が今とされています。それ以降22年4月以降については、本来の2割に戻る予定と、今現在はなっております。そのために65歳から69歳の低所得老人の本人負担、今1割のままを継続すると、70歳になれば2割となる。高齢になるとほど負担が増えるという逆転現象が生じてきまして、以前から課題となっていましたが。そうしたことなどを理由とされまして、県では今回の制度見直しを言われているものであります。

乳幼児については、先ほど申し上げましたが、就学前の医療費無料化をうたっておりましたために、制度で未該当となった場合でも、単独制度でカバーができるというふうに思っておりますし、そのほかの制度については、県下の状況を見ましても、父子家庭・母子家庭あるいは65歳老人についての単独助成は、もう限られた大きな市ののみの、今、実施状況というふうになっております。

いずれにしましても、こうした福祉医療制度は県の役割を市町村へ負担転嫁するものと思っておりますし、他の制度の見直しにつきましても、本人負担が増加するのに対して県下の市町村が単独制度で、それぞれのその財政力に応じて対応することは好ましくないというふうに考えますことから、県に対しても見直しを撤回されるように強く今後も求めていきたいというふうに思いますので、ご理解くださいとお願いします。

資格証明書につきましては、ご承知のように、国保の滞納が年々増えてまいっております。ひいては、これが全被保険者の国保税の引き上げをしていかなければならぬというふうな方向になっていきますし、資格証明書の交付がだめだというふうにとらえられておりますが、まずは納付をしていただく、その手段として行うものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、後期高齢者医療については、本年度はじまつばかりですが、現在、皆さんお持ちの被保険証については来年7月末までの有効期限となっておりまして、資格証明証等の交付に関しては、来年の8月からはじめて交付をしていくこととなるというふうなことに、制度上はなっております。

愛荘町、4月からはじまって、先ほど議員は滞納状況を申されましたけれども、10月31日までに納めていただかなければならぬうち未納であった方は41人で、金額的には58万円余りあります。

その2か月前、ちょうど9月時点で把握しました時点では、普通徴収の第1期分、7月に普通徴収の第1期目がはじまりましたので、その第1期分の納付状況を、9月の頭に把握しました時点では77件がありました。これは普通徴収がはじめてはじまって、ハガキが届いて、見ておられないし、気もついておられないというような方もおられますし、あるいは、そのあと年金天引きから普通徴収に拡大された時に、案内をさせていただいて、「私は口座振り替えて」という申請をされました。それによって、もう既に口座振り替えになっていると思われている方も、実は口座振り替えは数か月先からになりますので、その間については普通徴収、納付書によって納めていただくことになるのですが、そういった勘違い等いろいろあるような状況でございます。

それぞれ「納め忘れはありませんか」というような督促状ではないに、案内の文書を出させていただきました。77人の未納者のうち40人納付していただきまして、その時は37人というふうな数字に下がっております。その後も、同じような案内の送付文あるいは督促状も出させていただきまして、今現在、10月末の納期が到来しているものに関しては41人の未納というふうな状況になっております。

近々の状況については、今、その収納状況の管理をしているところでありますが、41人ではありますが、被保険者全

14(いよいよ)と、11月木曜日(2,117件)のります。そのうち、10月木まで納期木曜日(41件)、金額よりは申し上げましたけれども、その収納率全体で言いますと、95.43%というふうな状況になっております。10月納期の未納は、県下でも95.7%ぐらいというふうに聞いておりますので、今、県下平均並の納付をいただいていることを把握しております。

今後、国保と違いまして、後期については広域連合の方で被保険者証・短期証・資格者証の交付をするというふうになつておりますが、先ほども申し上げましたように、機械的・一律的な対応ではないに、広域連合で今その発行基準を検討されていますので、そこに対しても各市・町の意見を述べまして、これから統一した基準を作成されていくことなると思います。

しかしながら、いろいろ所得がこれこれ以下の方とか、以上の方とか報道はされておりますが、やはり、納めていただくという根本は国保とも同じでありますので、納付をいただくようこれからも努力をしてまいりたいと思いますが、一律に資格証明書で対応することのないような対応にしていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)同和問題の件に関しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

合併の時の部分でございますが、それぞれ旧秦荘町・旧愛知川町それぞれの状態を引き継いで新町になっても実施していくということでございまして、同和問題にかかるソフト・ハード、それぞれの課題がすべてそれぞれの町におきまして解決をしておらないという状況から、今日それを引き続いて実施しておるというところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○議長(森隆一君)暫時休憩いたします。

休憩午後2時21分

再開午後2時35分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇河村善一君

○議長(森隆一君)5番、河村善一君。

(5番河村善一君登壇)

○5番(河村善一君)5番河村善一。一般質問を行います。3つの点について質問いたします。

まず、集中豪雨における川の氾濫対策について、お尋ねいたします。今年の9月21日の日曜日の9時半頃から1時間半程度、集中豪雨が湖東地方を襲いました。その時に一級河川の不飲川の日本電産敷地を出たすぐの中宿の堤防を水が越えまして、水が農地に流れ込み、水稻が水没する事態となりました。

昨年9月本会議の私の一般質問で、不飲川の維持管理について、中宿・長野の不飲川も川幅の狭い小川のような所もあり、川の中の草も取られていなくて、ごみが溜まっている所が何箇所もあり、これでは不飲川の維持管理はできているとは思えない。最近各地で起こっている集中豪雨が愛知川でも起こらないとは言えない。河川の決壊・床下浸水・床上浸水しないか、河川近くの住民は心配なことだろうと思われる所以、最低限年2回、不飲川の川底のよしす・草刈り・浚渫を求めました。

その質問に対して答弁をいただきましたが、結果的にはその対策は十分なされず、今回水が堤防を超えたと思うのです。幸いにも民家への流入に至ることはありませんでしたが、もう少し長く降っていたら、床下浸水・床上浸水という事態になりかねない状態であったと思います。今回の事態に対して、対策をどうとられたのか、その報告を求めま

す。

この問題は、不飲川の河川改修計画との絡みがあると思いますが、河川改修計画はどうなっているのか、あわせて報告を求めます。

2つ目、環境施策の推進について、お尋ねいたします。今年7月に行われました洞爺湖サミットの主要テーマの1つは、環境問題でありました。愛荘町も平成20年3月「愛荘町環境基本計画」がされ、環境施策の推進が必要と思われます。

次の点についてお尋ねいたします。①太陽光発電システムについてお尋ねいたします。基本エネルギーの安定供給および地球環境保全の観点から、無尽蔵でクリーンな自然エネルギーである太陽光発電が注目を浴びています。ドイツでは国をあげて取り組んでいます。県内の野洲市・草津市において、住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を出されています。愛荘町環境基本計画の「6 地球環境(1)環境保全政策<省エネ・新エネルギー施設の導入促進>の中で、「太陽光発電等新エネルギーの導入補助の検討」「公共施設の省エネ化、新エネルギーの導入」がうたってあります。愛荘町において補助金を出す予定はあるのか、お尋ねいたします。

また、隣の豊郷町の豊日中学校では学校の屋根に太陽光発電を設置し、朝から何キロの電気をおこして利用しているか、表示版が学校内にあります。太陽光発電に关心を持ってもらおうとしているところです。そのほか、彦根市内の彦根市立病院でも活用されています。愛荘町でも、今後建設される公共の建物には新エネルギーの導入に積極的に取り組むべきだと思いますが、その予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

②ごみの減量についてお尋ねいたします。リバースセンターに持ち込まれる19年度の荷受量は3,686tで、前年度より28t増えました。そのごみの大半が生ごみの水分で、水切りを十分するとか、生ごみ処理機を使って水分を減らせば、半分の重量で済むと言われています。各家庭での生ごみ処理機やコンポストの普及啓発をよりいっそうすべきであると思います。町の給食センターおよび秦荘地区の小学校の給食所から出る生ごみも、今はリバースセンターに持ち込まれています。

隣の甲良町では、給食センターに生ごみ処理機があり、甲良養護学校の給食で出た残飯もそこに運んで水分を完全に抜く処理をされ、その後は高品質の肥料として活用されています。給食センターを移転して新しく建設する場合には、給食センターから出る残飯はもちろん、秦荘地区の小学校の給食所から出る生ごみを処理できるように、生ごみ処理機の設置を進める次第です。その計画についてお尋ねいたします。

③湖東地域一般廃棄物処理広域化について、お尋ねいたします。地質調査の結果、石寺地先での候補地として不適格となりました。10年後の29年には完成予定で進められていると思いますが、その後の進み具合について、お尋ねいたします。

④環境対策課の人員についてお尋ねいたします。現在、環境対策課の人員は3名であります。これでは、あまりにも少ないのでないかと思われます。町内のあちらこちらから、動物の死骸処理をはじめ、あらゆる環境に対する苦情・問い合わせがありますと、即対応して行動しなければなりません。そのためには2名で行動するが多く、一人は残って電話応対することになっています。このままでは住民の要望に応えられないのではないか心配いたします。早急に人員を増員するか、対策を講ずるべきだと考え、その対策について答弁を求めたいと思います。

3つ目、農地・水・環境の申請書類の簡素化について、お尋ねいたします。世代をつなぐ農村まるごと農地・水・環境保全向上対策事業が、5年間の事業として昨年よりスタートし、愛荘町の多くの集落が取り組まれています。

しかし、実際にやってみると、直面する問題は申請・報告書の多さです。農作業をする時間よりも書類作りのための時間がかかり、こんなことだったらしなかったほうがよいと思われているのではないかでしょうか。そんな意見が多く寄せられ、昨年度の途中、今年の1月になって報告書の簡素化が図されました。しかし、今多くの書類が必要です。

手続きの簡素化等に向けた改善策について」が、載っていました。その中では、事業の適正な執行の確保を前提としつつ、申請者にとって簡素でわかりやすい手続きになっているか点検を行い、改善策をまとめたとして、その補助事業の中の「33 農地・水・環境保全向上対策」の補助事業も書いてありました。

申請書類・報告関係では42%の削減、添付資料では28%の削減、申請などの回数は22%の削減、そのほか記載例の作成等々書いてあり、親切でわかりやすい行政に向けた取り組みの実施として書いてありました。

今後の予定として、「改善策は、20年度補正予算および21年度当初予算のほか、可能なものについて20年度当該予算にかかる補助事業の申請と手続きにも反映。」、「また、改善策の実施後、申請者の利便性の向上などが図れたかどうかを検証し、更なる改善を実施。」と書いてありました。

担当課は、できるだけ簡素になるよう、地元の負担を軽減できるよう、県と折衝すべきであると思いますが、そのことについて答弁を求めたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)それでは、河村議員の「環境施策の推進について」のご質問のうち、環境対策課の人員について、お答えをいたします。

これまでの経済成長を優先した事業活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらす一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄といった私たちの暮らし方が、ごみ問題や交通公害などの環境負荷により、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の大きな社会問題となっております。国におきましては、循環・共生・参加および国際的取り組みの目標を掲げ、持続可能な社会の構築に向けた取り組みが進められているところでございます。

愛荘町におきましても、豊かな自然環境や快適な生活環境を維持確保いたしますとともに、住民・事業者・行政などが一体となったごみの減量化や再利用の促進、将来に渡って持続可能な循環型社会の構築など、重要施策の取り組みを強化するため、昨年4月、生活環境部門を住民課から分離し、環境対策室を設置したところでございます。また、本年3月には愛荘町環境基本計画を策定し、この計画を着実に実行するため、本年4月に環境対策室を環境対策課に組織替えし、より一層の強化を図ったところでございます。

ご質問の環境対策課の人員についてでございますが、定員適正化計画に基づき、限られた定員の中で、業務内容に見合う人員の配置に努めているところでございますが、複雑多様化する業務と事務量の増大により、一時的に事務処理が集中し、配置職員3名全員が席を外し、住民の皆さんにご不便をおかけしている状況にあることは認識いたしております。このようなことから、動物の死骸処理につきましては、本年11月から直営処理から業者委託へ移行いたしておりますし、他の業務につきましても、可能な業務は外部委託をするなど、検討いたしております。

いずれにいたしましても、各行政分野に通ずることではございますが、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに、迅速かつ的確に対応し、住民サービスを低下させないよう、現行の職員定数の枠内で、現在導入いたしておりますグループ制の弾力的な運用など、自律性・柔軟性および機動性の高い組織体制の整備を図り、事務の合理・効率化に努めてまいる所存でございます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)河村議員のご質問のございました環境施策の推進について答弁をいたしたいと思います。

まず、1番目の太陽光発電システムでございますけれども、これは化石燃料の枯渇に対しまして、クリーンエネルギーの代表格として、国も太陽光発電の補助制度を設けていましたが、一時中止し、昨今の原油高騰から再び実施に向けて見直されています。

さて、今年3月に発行しました愛荘町環境基本計画に、「住宅の新築・建て替え時の際には熱効率のよい省エネ型住宅にすることや、太陽光発電等新エネルギーの導入を検討する」と掲載しております。この発電システムの一軒当たりの工事費は200万円ぐらいで、補助金は概ね10万円から30万円が一般的でございます。今後、環境基本計画によります(仮称)愛荘エコパートナーシップ会議により検討を行い、また、町財政事情についての協議を重ね、慎重に進めなければならないと考えております。

また、議員お尋ねの「公共建築物に太陽光発電の設置」については、今後、設置に向けて検討していきたいと考えております。

次に、2番目のごみの減量化でございますが、これについては、議員のご指摘のとおり、ごみの半数は水分となっております。このため、水切りを十分に行っていただく「ひと絞り運動」を展開しております。また、生ごみ処理機の補助制度の利用促進をさらに進めてまいりたいと考えております。

さて、新設される学校給食センターの生ごみ処理機導入については、資源循環型社会に向けて大切なことであり、設置の方向で検討していきたいと考えております。

3番目の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業につきましては、現在、関係市町長が年4回ほど集まり、検討を重ねております。大きな問題は3つあり、まず1つ目は石寺地先に替わる建設候補地の確保、2つ目は建設するための事業主体の確立、3番目は財源の確保でございます。現在は、国の交付金であります循環型社会形成推進交付金を得るため、当該地域の内容を明らかにする地域計画の整備を進めております。

また、来年度からは、建設については市長や町長が協議を行います協議会を公開する方向で進めており、関係市町の皆さんにこの問題に关心を持っていただこうと考えている次第でございます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

#### 〔農林商工課長西沢文博君登壇〕

○農林商工課長(西沢文博君)河村議員のご質問のうち、農地・水・環境保全向上対策の申請書類の簡素化について、お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策は、農村地域において農地・水・環境の良好な質的向上を図るため、昨年度から全国的に導入されたところでございます。当町の取り組み状況でございますが、共同活動の部分で29地区、エリアにして1,140ha、宮農活動、いわゆる2階部分と言われる部分でございますが、15地区・約236haでございます。県下、市も含めまして8番目に大きな取り組みを展開していただいておりまして、今年度の支援交付金総額は5,000万円を超える見込みでございます。集落におきましては、水路の草刈りや泥上げ、田植え体験や生き物観察会、こだわり農産物の拡大など、2年目に入り充実した活動を展開されているところでございます。

しかし、集落の主体的な活動に対する初めての支援交付金でございますことから、議員ご指摘のように、集落の役員さんには大変な戸惑いやご苦労を願っているのも事実でございます。

関係書類の簡素化につきましては、昨年12月に簡素化が示されまして、現在まで事務を進めておりますけれども、まだまだ簡素化と言えるレベルまでは至っていない状況でございます。町といたしましても、より活動に理解を深めていただくことや、適正な書類整備が図られますように、11月の初めから今月にかけて、集落の役員さんとの相談日を設定いたしまして、該当全集落の対応を終えたところでございます。この取り組みは、県下でも手厚い支援として県当局からも高い評価を得ているところでございます。

事務の簡素化につきましては、当初から想定された課題でございまして、町としても重々承知しておりますので、今後は簡素化の具体案をもって、強く県へ働きかけてまいりたいと考えております。

この対策につきましては、書類の簡素化という大きな課題も残りますけれども、集落のまちづくり活動資金として有効に活用していただきながら、5年間の活動期間中に農地や水に対する保全意識や地域活動の向上につなげていただくことを期待申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)最後になりましたけれども、1番のご質問の集中豪雨における川の氾濫対策について、ご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のように、去る9月21日午前の集中豪雨によりまして、一級河川不飲川の日本電産の敷地より下流部におきまして、一時的ではございますが、水位が堤防を越えまして、その一部が農地に流れ込み、水稻が水没したところがございました。まもなく水位も下がりまして、幸い大きな被害には至りませんでしたが、町においてもこの事態をいち早く確認いたしておりますので、管理者であります県湖東地域振興局建設管理部に対しまして、早急に雑草木の除去作業をして流路を確保するよう、洪水時に備えられるよう、強く要望をしております。

また、今年度までの除去工事は日本電産より上流部が中心となっていましたので、今後につきましては、下流部も含め河床整正をするよう、県予算の増額についても要望をいたしております。

その後、11月25日には、町長が嘉田知事と直接面談して要望をされておられ、あわせて不飲川改修事業の要望書も提出しておるというところでございます。しかし、県が除去作業を実施いたしましたとしても、周辺自治会によります平常の河川愛護作業等、地域住民のご協力が何よりも必要でございますので、その点もご理解くださるよう、よろしくお願ひいたします。

次に、一級河川不飲川改修事業の現状でございますが、県が本年10月に公表いたしました県内各一級河川の治水安全度の均衡を配慮した河川整備を目指すための「滋賀県中長期整備実施河川の検討結果」の中で、不飲川につきましては、早急な整備を要するという「Aランク河川」に選定されておりまして、未改良の区間全域が「概ね今後20年間の整備を想定する区間」となっておりますので、早急かつ優先的に整備に取り組む河川であるとの位置づけをされております。

しかしながら、県の財政事情も大変厳しい、河川事業においても全体予算枠の確保が大変厳しいという状況にあるのが現実だそうです。年次計画におきますと、昨年度実施いたしました中心線の測量・地下水調査に続きまして、本年度以降、設計・用地買収・用地測量を実施していく予定になっておりますけれども、本年度は官民地境界の確定業務を実施中であると聞いております。

町いたしましても、推進協議会をはじめ地権者・地元住民の協力を得まして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。今後も、地元住民の洪水時に対する不安を少しでも早く取り除くためにも、一日も早く着工されるよう、皆さまの熱い思いも添えまして強く要望してまいりますので、よろしくご理解、ご協力くださるようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)5番、河村君。

○5番(河村善一君)再質問を2点ほどしておきたいと思います。

不飲川の川の氾濫についてですが、9月22日の翌日の新聞に「25棟が床下浸水」と。この影響で湖東地域を中心におきまして、彦根でも中藪で1つ、栄町で1つとか、そういうようなことが起こった事態でございます。

それでこの川幅の狭いところでの土砂をあげるとか、ごみを除去されておるならば、実際にはこれ川の堤防の氾濫

ほしよがつにいしやない間に。てノイノ忌味には、抱負ひし、ラロホヒシ、いのアソヒシ。てノイノ忌味レニセツヤんとしておれば、僕はこれだけの集中豪雨は起きたけれども、人災と天災か、どちらかと言ったら、やはり人災ではなかったのだろうかというように思うのです。

実際に、そういう処理をされておれば、何もありふれることはなかったし、川もちゃんと流れたのではないかと思うわけです。たまたま、そこには川のその次に用水路があって、田んぼがあるというようなことで、土砂はあまり流れなかつたと聞いております。用水路のコンクリートがあつて流れなかつたと。それでもやはり流れていったわけですから、そういうようなことで言うと、やはりしっかりとした除去といふか、ごみあるいは土砂とか、そういう水路の確保にはもっと強い要望をしっかりしてもらいたいということで、今後の対応について求めておきたいと思います。

第2点、農地・水・環境の簡素化についてですが、沓掛、自分のところのことで具体的に申し述べますと、中間指導は10月28日に受けました。その前後に、まあそのあと、ずっとあとになるのですけれども、インターネットを見ますと、10月24日に近畿農政局のホームページの中で、補助事業の申請手続きの簡素化に向けた改善策について、先ほど述べたようなさらなる簡素化をしていくと、国では言っているわけです。

そういう意味においては、もっとさらなる改善というか、ものができるのじゃないだろうかと。だから、県どもっと対応していただいて、簡素化に向けてやっていただいたらどうだろうかと。当然、会計報告とか、そういった最低限必要なものは必要ですけれども、実際には沓掛で、一集落一農場でやっていたとしても、非常な事務量があり、大変な時間の労力があると。本当に田んぼに行っているよりも、事務で家でワープロを打ったり写真を貼り付けたりする時間のほうが多いと、もっと言うならば、田んぼのことよいけれども、パソコンとかの使えない農家の方がおられた場合には、大変な労力じゃないだろうかと。そんな意味では、先ほども言ったように、やめてしまいたいというようなところもあると思うのです。

そういう意味において、僕はホームページを見る中で、もっと簡素化ができるのならば、3月に報告書を提出しなければならないので、もっと近畿農政局なり県なり、対応していただいて、十分な、少しでも改善策、この書類は1ついいとか、あるいはこの書類はもっと簡素化になりましたというようなことがあるならば対応してもらいたいと思いますし、今後、そのことについてどのように対応されるかを求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長(森隆一君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)不飲川の雑草等の除去についてのお話でございますけれども、一番の解決法は不飲川改修事業の推進ではあるとは思いますけれども、どちらにいたしましても、今即、着工できたとしても何年かかるわけでございますので、とりあえずは、やはり現川の維持管理というのが一番大切であるとは私自身も思っておりますので、今まで以上に強く県の方に要望はしていきたいと、このように思っております。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)再質問にお答えいたします。

10月24日の農林水産省の改善プロジェクトチームからの報告の中で、農水省内の補助事業72事業に渡って改善できるかどうかという、改善策の検討に向けて、プロジェクトチームで取り組んだのが、インターネットで発表されたところでございまして、その中の33番目にこの農地・水事業がございまして、この農地・水事業については既に昨年12月に大幅な改善をされておりますので、そのプロジェクトチームの改善検討の中では昨年12月に折り込み済みということで公開されておりますので、1点修正をしておきます。

いずれにしましても、現在、昨年12月に大幅改正されましたその簡素化につきましても、まだまだ集落にあっては大変だなという書類でございますので、現在、中間指導という形で取り組んでもらいました。今後とも支援体制を充実、すぐには簡素化というレベルになかなか動きませんので、町といたしましては全面的な支援体制をひいていくというのと、それから、中間指導が全集落終わりました感想の中では、比較的うまく進んでいるなどという集落の中身を見ますと、やはり、役員さんの役割分担をうまくやっておられるなというのが感想でございましたので、今後、十分な支援

をしていきますけれども、集落においても、いろいろな人材がおられますので、役割分担の方も、ひとつ集落内においても取り組んでいただきますようにお願ひいたしまして、答弁といたします。

◇竹中秀夫君

○議長(森隆一君)9番竹中秀夫君。

(9番竹中秀夫君登壇)

○9番(竹中秀夫君)9番、竹中です。12月定例会にあたり、一般質問を行います。

9月議会において、平成20年度緊急緊縮財政対策補正予算に関する質問を何点かいたしましたが、議会中継をインターネットで見ておられた住民の方々から、執行部の答えは私たち住民にはとても理解しがたいもので曖昧な回答ばかりであったと、議会終了直後より電話やファックスを何人かからいただきました。インターネットで住民向けに配信するのであれば、住民にも理解できるように、もう少し誠実にはっきりとわかりやすい答弁をしてほしいという要望があったことをまずもってお伝えし、質問に入りたいと思います。

まず、質問に入る前ですけれども、先ほど議長が申されましたように、質問も簡素化でわかりやすくさせていただきますので、執行部の方もわかりやすい答弁をしていただきたいと、これをお願いして質問に入りたいと思います。

まず1点目に、9月議会で質問をした秦荘庁舎東側の駐車場の賃貸借契約が、当初から一度も見直しや協議もされていないとのことであったが、その後、地主とどのような協議をされ、どのように見直されたのか。もし、まだあるとするならば、今後どのように見直しをしていくのを町長に尋ねます。

次に、9月議会で質問をしたとおり、旧の秦荘町と愛知川町の税の格差を生じているが、この格差をどのように是正されたのか。まだ是正できていないのであれば、今後どのように是正をしていくのか。再質問をしなくていいように町長の明確な答弁を求めて、簡単な一般質問といたします。終わります。

○議長(森隆一君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)竹中議員のご質問のうち、秦荘庁舎駐車場の賃貸借契約の協議についてお答えをいたします。

まず、平成6年に日秦荘町が契約しました駐車場の賃貸借契約について、前回9月議会におきまして竹中議員からご指摘のあった事項につきまして、早速、地権者2人の方と協議に入らせていただきました。地権者の勤務のご都合もあり、夜間、秦荘庁舎でこれまで2回にわたって話し合いに応じていただいたところでございます。

話し合いをさせていただきますと、双方の思い違いがあつたり、契約の相手方である地権者としての考え方をこちらも十分お聞きする必要があることを感じた次第であります。

今までの話し合いの内容で確認できましたことは、契約満了時に10年間を単位として継続することとなっておりまして、最初の契約期間の終了は、平成17年3月31日で、次の契約は17年4月1日から現在に至るまで有効に経過しているものでございます。

地権者は、基本的に契約書の内容を忠実に双方が履行すべきということでございます。

したがいまして、賃借料の5年ごとの協議につきましては、平成22年4月1日からの賃借料について、近隣の地価公示価格等を鑑み、協議するべきだということでございます。

また、この土地の譲渡協議についてもお願いをいたしました。譲渡を願えないかということをお願いをいたしました。この点については、現契約が満了する27年3月31日の事前にお互いに話し合いをしようということでございます。次に、土地の実測面積と登記面積の違いについては、地権者は町当局で修正されているものと思っていたというこ

とでございまして、町において地籍更正されることにはやぶさかでないということでございます。次に、固定資産税の評価額につきましては、当時、雑種地の評価で課税するということであったようでございまして、現在検討中であります一般的な雑種地の取り扱いや現況を鑑みながら、協議を継続することといたしております。次に、平成6年の契約時の相手方が亡くなつておられ、その契約名義を現在の相続継承者に変更することにつきましては快諾をいただきまして、先日、変更の届けを提出いただいたところでございます。今後も引き続き話し合いをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

(収納管理主監山田清孝君登壇)

○収納管理主監(山田清孝君) 竹中議員の税の是正についてお答えをさせていただきます。合併後の税の課税については、早急に基準を統一することが重要な課題であります。すべての固定資産について、愛荘町の統一した基準で課税することが本来であります。固定資産の課税評価基準の見直しは3年ごとと地方税法に定められております。

合併した翌年の平成18年度が基準見直しの年でありましたが、平成21年度は、まず宅地の評価基準見直しを今年進めているところでございます。

また、3年後の平成24年度が見直し年度になりますから、順次、宅地以外の固定資産の評価基準統一を図るため、税目別に現況確認等の業務を進めてまいりたいと考えております。

なお、秦荘町庁舎東側駐車場用地につきましては、新年度に向けて現況面積・評価等、今年中に見直す方向で検討をいたしておりますこともご報告申し上げ、答弁といたします。

○議長(森隆一君) 9番竹中君。

○9番(竹中秀夫君) 再質問に入るわけでございますけれども、答弁は結構でございます。

今ほど、町長の答弁ならびに収納主監の答弁をいただいたわけでございます。9月以降も十分努力をされておるということにつきましては、敬意を表するというように思っているわけでございます。

いよいよ年が変わっていくと、次年度の当初予算に向けての作業にもかかろうかと、こういうふうに思っておるわけでございます。世界的にも非常に景気の低迷・後退ということが、毎日のように報道または新聞等々で出されておるわけでございます。今日の新聞の報道を見ておりましても、国際的にもトップクラスの、トヨタはもちろんござりますけれども、ソニーについても非常に後退をしておると、人員削減についても何万人という規模の世界的にも削減と。特に、国内では地方の中小零細企業、非常にこの愛荘町につきましても厳しいということは目の当たりに、皆さん方と言いますのか、執行部はもちろんのことでありますけれども、企業が明日の火がもたないというような状況下であると。先ほど申し上げますように、恐らく愛荘町の来年度の税収による見込みといたしましても、非常に厳しい状況下は、これはもう目の当たりにするものではないかなと、こういうふうに今思っておるわけでございます。

そういう中で、先ほど答弁の中にもございましたように、十分な是正も考えていくということでございますので、2万人の町民の幸せにつながることでもございますので、またいろいろな当初予算の計画の中にも入れ込んでいくについては、やはり是正なり、またそういう見直すところは見直していくということを切にお願いをいたしまして、答弁は結構でございますので、その点も併せてよろしくお願いをいたしまして、私の再質問といいますか、要望といたしておきます。

◇森野榮次郎君

○議長(森隆一君) 11番森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)一般質問を行います。

先月、議員研修で遠路はるばる日向高千穂町を訪問し、議会広報と読書のまちづくりの推進について得るところ大なる研修をさせていただきました。

ご承知のとおり、高千穂町は、天孫降臨、天岩戸、神武東征の言われる神話と伝説の町であり、農林業が主産業であり、かつて「雲にそびゆる高千穂の……」と歌われたほどの山国であります。小・14校、中に小・中の併設校があると言われるような町であります。

にも関わらず、本町同様、子どもたちの活字離れ・読書離れは進行し、高校生では実に41%が家で全く勉強しないと言われるほど勉強離れが進んでいると言われます。

この状況から、平成16年3月29日、全国的に珍しい家族読書条例を制定され、全町あげて「読書のまちづくり」を推進されているとのことであります。推進母胎は、教育委員会が核となり小・中学校と社会教育の担当部署が連携して推進されています。町立の図書館は、中央公民館併設館であります。

平成16年から18年度にかけて、県に提出された実績報告書が1節「読書活動充実のための組織体制の整備および研修の実施」に記載されています「学校図書館ネットワーク支援委員会のまとめ」が、その実態を物語っているように思います。

全文を読ませていただきます。地域の特性から町立図書館を中心に据えながら、学校の図書館を町立図書館分館として位置づけ、町民利用への利便性を図っていく。また、図書予算の増加が見込めない現状を厳しく見つめ、町内図書の共有化の必要性を確認する。

2つ目、町立図書館が果たす役割として、「高千穂町家族読書条例」が狙う町民の積極的な読書活動の推進役としての積極的なかかわりや新しい図書情報の提供はもちろんのこと、今後図書の共有化を図る上でのサービスの拠点となることの確認を行う。」と、このような記述がございます。

公民館のみで対応できない中山間地域の悩み、蔵書数の絶対的な不足、予算の頭打ち等々、表に出ています文言の選択、さらには、図書の共有化・ネットワーク化は成立しても、これは端的に言いますと、あっちの図書もこっちの図書も需要があったらそちらに回すという意味だろうと思います。そういうことは成立しても在庫の確認、ニーズに応える蔵書の移動搬送等々、「サービスの拠点となる」と一言の持つ重さ、部局の壁の暑さ、甲斐性以上の重荷を背負い込んだ推進母胎、どうにもならないだろうと思います。援軍来たらず、互いに現状を確認しがんばるしかないという、行間に秘めた思いが、文末の「確認する」という文言に結晶されていると受け止めたのであります。

かつもくすべきは、「家族読書」の発想であります。活動しやすい家庭・家族という場所と、単位を明確にしたもので、並大抵なアイデアではないと思います。学社連携あるいは学者融合と言われ久しいものがありますが、かけ声だけが多い中で、継続され成果を上げた数少ない中の白眉(はくび)だと思います。

さらに、極めてシビアな状況の中、関係各位の現状を打破し事業推進にかける熱意と努力であります。何を為すのも所詮は人であります。さすがに国始めのヒム力の国の心意気を感じた次第であります。

推進体制についての指摘は、前記以外にも「幼少時代から読書習慣定着を図るために支援体制の整備」と言われます項に、明確かつ直裁的に関係者無念の思いを読み取れる文言がございます。読ませていただきます。

「教育委員会が主導権を握りながらも役場各課(住民課や福祉推進課など)がかかりながらも、幼児期から読書活動が推進される体制づくりの意識改革の整備が図られた」とあります。ながらも、ながらも、岐阜の長良川ではないのですが、ご丁寧な文章であります。要はこのタイトルが推進体制でなく、支援体制の整備とされている。始めてから推進体制とはできない支援体制としなければならないという及び腰であります。ゆえにこそ文末は、「意識改革の整備が図られた」と標記するほかなかったのだと思います。事業開始以来、16年でありますから本年度で5年

であります。推進体制整備の難しさを痛感させる文言であります。

さらに付加するなれば、実績評価についてであります。ここもいくつか例をあげますが、読み聞かせが頻繁に行われるようになつた。町民や児童生徒の図書の選択幅の拡大が図られた。町内読書活動への興味・関心の高まりが顕著に現れた。等々、主観的なものが多く見受けられます。大変ご苦労をいただいた結果で敬意は表します。しかし、自己満足で終わることもあります。明確な観点で評価し、企画に反省・修正を加え、さらに推進する手法でなければと思います。

以上、研修報告を兼ね質問要旨を申し述べましたが、議会議決より、これは本町であります、半年過ぎました。9月議会でもお尋ねをいたしました。新年度の予算編成の時期であります。9月議会と同様な質問をさせていただきます。

1番、高千穂町の例をあげさせていただきましたが、推進体制・推進母体はいかほどにつくられたのか。2点目、事業目的の策定を含め、事業計画・年次推進計画はどのように企画されたのか。3点目であります。第4四半期の1月から3月、仕上げの時期であります。この第4四半期の推進計画について、いかにお考えであるのか。さらに4点目、当面の評価の観点について。以上、4点をお尋ねいたします。

続いて、先ほど来、河村議員からのご質問に対する答弁にもありました、不飲川改修事業についてお尋ねをいたします。この事業につきましては、七夕のように年1回あるかなしかの推進委員会議であります。不見識ではありますが、詳細忘れてしまうような状況であります。県当局の600億内外と言われる造林公社赤字欠損、国の6兆円と言われる税収減、100年に1度と言われる、先ほども竹中議員がおっしゃっていた金融危機等々各位のご心配もあり、「不飲川はどうなっているのか」というご質問をちょうだいいたします。いただいている1年前の資料とお聞かせいただいた概要をもとに、いくつかお尋ねをいたします。

第1番目であります。調査結果では、事業が実施されると地下水位は最大1.8m低下すると言われます。それでまず1点目、被害の及ぼす範囲・被害金額・補償行為の見解。2点目、畑作物・植栽等への影響の有無。3点目、表流水・住民生活への影響。4点目、補償問題との絡みで愛知川沿岸土地改良区へ、現西部地区は凍結審議になっておりますが、復帰要請のあるなしをお尋ねする。

大きい2番目、本町西部地域では、地下水利用企業はいくつかございますが、その企業への影響、さらには、その補償問題です。

3点目、その企業団の南の方、河川愛知川との間に淵の下・ニュータウン・亀原地区などなどの新しい住宅団地ができておりますが、これは直、本流不飲川との関連はございませんが、支川にされています長野川に沿っての集落ばかりであります。これら集落からは推進委員は選出されていませんが、されていない理由、あるいは、今後選出される意志のあるなしをお尋ねする。

4点目であります。この件については、先ほども休憩時間にほかの議員さんからもご指摘をいただきました町道中宿・川原線の改良工事についてであります。不飲川関連で凍結というような状態になっていますが、今後の推進、先ほどのお答えではAランクに認定されたと。AランクであってもCランクであっても1日も早くしてもらったらほんでよいのであります。これからまだまだズルズルと延びるようありますと、この町道拡幅の計画との見解についてお尋ねをいたします。以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

〔農林建設主監北川利夫君登壇〕

○農林建設主監(北川利夫君)不飲川改修事業についてお答えをさせていただきます。

不飲川改修事業は、1級河川ですので維持管理等は県が事業主体でございます。したがいまして、不飲川の改修に

伴う測量・設計・水位観測による解析調査につきましては、湖東地域振興局建設管理部の河川砂防課の方で行われていますことから、町の方は簡単な調査依頼の回答のみで、全く関与しません。

また、県においても調査は年間を通しての地下水等の解析調査ですので、成果物としては都度である物ではないと思います。

建設課としても、年に1・2回程度の不飲川改修推進協議会等で資料説明を受けることにより事業内容を若干把握している程度でございます。このことから、質問に対する内容につきまして掌握をしていないのが現状ですので、わかる範囲でお答えしたいと思います。

県にも問い合わせをしましたが、現在、不飲川河川改修事業については、地下水調査を行っている最中で、地下水低下の範囲や影響については調査中です。河川改修に伴う地下水低下の対策や補償につきましては、今後、調査結果が出たあと検討していきますとの回答でございました。

ご質問の被害の及ぼす範囲は、その被害金額は、補償行為の見解、いわゆる金額・時期等は、畑作物、植栽への影響の有無、表流水・住民生活への影響等、地下水利用企業への影響・補償問題等についてには、まだ調査中ですので、県も全くわからないというような状況と聞きました。

次に、不飲川改修に伴う補償問題との絡みで、愛知川沿岸土地改良区への復帰要請への有無についてでござりますが、森野議員もご承知のとおり、愛知西部地区は、昭和53年度の国営愛知川地区第2回計画変更時において、当地域の関係集落により土地改良法第66条に基づく地区除外の申し出があり、昭和59年7月に未納であったダム賦課金を完納することを条件として、当地域を愛知川沿岸土地改良区の受益地の保留地区として決定され、現在に至っております。

ご質問の「愛知川沿岸土地改良区への復帰要請の有無について」でございますが、不飲川改修事業が行われることに対し、改修事業に伴う地下水位の低下が明らかとなり用水不足に至った場合は、当地域からの保留地区解消要請により保留地区を解除し、当地域に対し用水確保をするため、関係機関と協議を行い、用水手当を順次実施していきたいとの愛知川土地改良区の見解であり、町といたしましても、愛知川沿岸土地改良区の行う事業につきましては支援を行う考えであります。

次に、ご質問の「町内、淵の下・ニュータウン・亀原地区は委員を出されていないが、その理由は」ですが、現在計画中の不飲川改修計画では、日本電産の北側から下流の改修になりますので、直接用地買収など住民に関係ないことから、不飲川改修推進協議会には参加していただいておりません。ただ、工事に着手する段階で、特に亀原地区には近接であることから、工事の説明会は必要と考えております。したがいまして、ニュータウン・淵の下・亀原地区からの協議会委員の選出は、今のところ考えておりません。

次に、本事業との関係で町道中宿・川原線の改良工事が遅れているが、それに対する見解ですが、7月3日に森野議員と不飲川の長野地先でのバイパス化(約250m程度)ができないかということで、湖東地域振興局に行きましたが、結果、不飲川のバイパスは多額の費用がかかることから、無理ということになったと思います。

町道中宿・川原線を拡幅するには、どうしても不飲川の改修後、現不飲川を普通河川にしてからしか拡幅工事はできないと考えておりますので、関係者皆さんのご協力を得て、早期の不飲川河川改修を望むところですので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)図書館長。

(図書館長山田登美子君)

○図書館長(山田登美子君) 森野議員のご質問にお答えいたします。

愛荘町の読書推進に関して、6月議会において「読書のまちづくり推進に関する決議」をなされ、また宮崎県高千穂町にて「土生文化アート祭り」が開催され、本町は主催者として、また宮崎市では「第1回宮崎市アートフェスティバル」が開催されました。

アドバイスをうけたときに、本を読む喜びをもたらすための取り組みが重要です。

さて、読書推進の運動には、高千穂町で実践され、成果を挙げたように、生涯学習という広い視野から学校・地域・各種社会教育事業や図書館などが相互に連携をもった取り組みが重要です。加えて、熱意ある町民の多くの方による読書の魅力発信が欠かせません。

子どもから高齢者まで、町民それが意識的に本に親しむ機会を持ち、「著者と語る喜び」「知識を得る喜び」「本の世界に遊ぶ喜び」など、本を介して得られる喜びを家族・友人・知人で共有し、あるいは、ほかの方に紹介していくことが大切かと思います。

愛荘町の図書館の歴史は、まだ浅いのですが、利用者を中心に読書に親しむ気持ちと読書の大切さは広がっていると感じます。さらに、今年度は、新たに読書活動を推進する応援をいただいている、町の気風がさらに変化するように思います。

開館以来、学校・保育園・幼稚園などと連携してお話をなどを実施し、児童に本のおもしろさを紹介してまいりました。今後は、保護者を対象とした普及事業にも力を入れるとともに、「本のおもしろさを広めるマンパワー」の担い手を育成する事業を実施する予定です。

思考力や読書と大きくかかわる脳の働きでは、乳児におけることばの獲得と安定した環境が影響すると言われています。従来から保健センターの乳幼児健康相談事業において読み聞かせや本の紹介を実施してきましたが、来年度予定されている町子育て支援センターとは、さらに緊密な連携を図る計画です。

ご質問いただきました推進体制・推進母体についてですが、9月の答弁とも重複いたしますが、先進事例を参考に、町・教育委員会事務局で今後検討していきたいと考えます。推進計画については、課題の整理をしながら目標を定めた年次的な計画が必要かと思います。また、評価につきましても、生涯学習のまちづくりの観点から検討していくものと考えます。

多くの方が読書の大切さをご存知ですから、町の方が無理なく心地よく推進していただけるよう、町の計画に取り組んでいきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君) 11番森野君。

○11番(森野榮次郎君) 再質問をさせていただきます前に、朝から気がついていたのですけれどもね、質問していった順番で答弁をしてもらう方が聞いている方は非常にわかりやすい。あっちゃんこっちゃんバラバラとやってもらう理由が、どうも答弁していただく方の身分と言うのか、階級によって違うのかなというようなことを思います。

私が質問させていただいたのは、読書のまちづくりが先行していて、不飲川改修計画はあとであったのが、何かいつの間にか擦りかえられて、提出させていただいた通告書にも順番はそのようになっていたのですが、やはり提出者の意向を尊重して、次回からはその順序でひとつご答弁をいただくようにお願いしたい。

さて、お答えいただいた順に申し上げますが、農林建設主監のお答えいただいたのはもっともなことではあります。これは半分門前払いのお答えであります。とりあえず確認させていただきたい。

地下水位が1.8m下がるということは、被害があるのか、ないのか。県の説明は、関与していないとおっしゃっても、町のそういう担当部署として被害があるのかないのかということを、まず1点お尋ねする。特に、県営事業であるからどうであるとかいうことよりも、町民が頼りにし、町民がお任せして、お進めいただいているわけであります。町民の立場に立って、被害のあるなしをひとつお示しいただきたい。

なお、2つ目であります。費用がかかるから町道拡幅はしないのか。とりあえず、先ほどのお答えだと、7月3日、バイパス化で多額の費用がかかるので無理だと判断したというお答えだった。これは事実私が一緒に行ったのだから、よく知っているわけですが。

とりあえず、あの狭い道であって、先ほどもちょっと申したのですが、あれほほんでも事故が起ってもしようがないというようなことがあります。事故が起こるのを待って直してくれるのだったら、それは遅すぎますね。当然、それまで

に何らかの、不飲川改修が今後何年あとになるかわからない、いつまでたってもあのままなのか。川にちょっとひさしでもかけて少し拡幅するとか、お話を聞いていただいたように、今なら川のバイパスはできるわけです。何とか暫定的にでも検討していこうとか。

その辺、とりあえず方々の道路は、私も町内も見せていただいているが、あれほど危険なところはない。特に困るのは、拡幅されたところと、もともとのところと、ちょっと行ったらまた拡幅されて、また元に戻ってという、そのように大変危険であります。その辺についての町道拡幅は、はっきり言いますならば、喫緊の課題である。その辺についての、何と言いますか、町の誠意あると言うのか、親心のある回答をひとつお願いしたいと思う。

今度は読書推進のまちづくりであります。大変館長の方まあまあであります、9月にお答えいただいたのと、ほとんど判を押したほど同じようなお答えであったと、このように思っています。

児童生徒諸君の意識改革じゃないわけであります。住民各位の意識改革をお願いしたいというのが、議会議決でお願いした私は最大の理由であったと思う。今ほどお聞かせいただいていると、どうも学校教育とちょうど高千穂と同じような推進母体のように思う。なぜ、そういう体制しか組めないのか。全町あげてのプロジェクトがなぜ組めないのか。なぜ、教育委員会サイドが中心になって、高千穂町の説明会の時にでも、先ほどお尋ねした時には、全体の時には申し上げなかつたが、我々に説明されたのも担当していらっしゃる3人の女の方であった。女の方であるからどうこうと言うわけではないのですが、そのうちのお1人は、ボランティア出身の嘱託の職員さんであった。限界があると思うのですよね。なぜ、同じ轍(わだち)を踏まんとされるのか。

先ほどおっしゃっていた答弁の中でもあった。子どもさんに対してのお誕生日おめでとうか何かいう、あの祝いの本の贈呈は、滋賀県26市町でやっていない市も町もどこもないと思うのです。皆さん、やってらっしゃる。ところが、高千穂さんは、それをやったおかげで職員の意識改革が図れたと、こういうことが説明にもあったし文書にもはっきり書いていらっしゃる。5年経って初めて職員の意識改革が図れたとあるのです。

住民各位の意識であり、住民各位の生活規範を何とかしようとするなれば、当然それに代わる推進母体がなければ、僕はだめだと思います。これが末永くやってほしいというわけではない。滑り出しがうまくいけば、長い制度になり、生活習慣となり、家庭の風習になれば、必ず皆さん実践されるのです。その最初の立ち上げの時に、高千穂町の例をあげてお聞きいただいたにもかかわらず、同じようなお答えであったということについての理由、その辺をまずお願ひしたい。

なお、評価の観点についてであります。これは非常に大事なことであります。評価の観点というのは、現在の事業の推進度合いを自分から見定める。その後、一番身近にどのような目標を立てたら1年後には達成できるだろう。この評価の観点を、おっしゃったような答弁では甚だ私は不十分であると思う。その辺について再度ご検討いただいて、お答えをいただきたい。以上であります。

○議長(森隆一君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)森野議員さんの今の再質問についてお答え申し上げます。

物事には「そっ啄(そっく)同時(どうじ)」という言葉がありまして、気運が盛り上がらないと、いくら水場に馬を連れて行っても水は飲まないように、拙速になってしまいけないということもあります。私ども今、この三半期の間に調査させていただいて、従来から私が答弁をさせていただいたように、これが学力テスト絡みで質問が始まったかと思うのですが、フィンランドの学力は世界一、フィンランドはですね、図書館の利用も世界一、そして世界的な企業、携帯の会社の世界ブランドがあって、全世界のシェアの大部分を占めているのがフィンランドの会社なのですが。こういうことに着目まして、フィンランド大使館にご紹介をいただいて、フィンランドでは2001年から2004年の間に、「ルクスミヨ」という国家プロジェクトを立てて読書推進の体制づくりをされたことがあります。

そうした事例も検討しておりますので、従来、生涯学習というもののとえ方が日本国内では趣味・お稽古事の領域

ルバーンからしていよいよ今、ヨーロッパの国々がこのタリイーに、これも日本でも今や「学習」は生涯学習を進めなければいけないということが世界的な潮流なのですが、これはフィンランドでも生涯学習を単なる学習というのではなくて、職業訓練をやったりですね、産業振興だとかそうしたものに非常に熱心に取り組まれております。

だから、私どもとしては、生涯学習というのはもっともっと広い意味だというふうに認識しておりますので、今後は、先ほど申し上げたような評価の観点というのは単なる、小学生はもちろんですけれども、一般住民の方々全員に及ぶような観点の方法も考えてまいりたいと思います。

ただ、先ほど申し上げたように、あまり拙速に計画を立ててもですね、笛吹けど雀躍らずでは絵に描いた餅でございますので、今後じっくりと計画を立てさせていただいて、読書のまちにふさわしい計画を考えていきたいというふうに考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)森野議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

地下水が1.8m下がる、これによって被害があるのか、ないのかということですが、数年来ずっと、ボーリング調査また既設の井戸調査を県の方がされていまして、そのデータによると、北につきましては、ちょうどバチンコ屋のダイナムがあるその近辺から西につきましては川原地先、川原の集落ですね、そして東につきましては市、南につきましては川になるわけですが、その辺までだいたい約20cmの地下水の低下があるだろうと言われております。

ただ、これにつきましては、新しい河川をつける場合に、GLより2mぐらい掘削して川を掘り下げます。そのことによって、川の方にすべて水が引き寄せられてくるというようなことになりますので、その影響がここまでたぶん出るだらうというようなことを話されておりますので、影響はあるか、ないかと言われますと、あるということで、よろしくお願ひいたしたいと思います。ただ、夏と冬との影響は、また若干異なってくると思います。

次に、町道の中宿・川原線の拡幅についてでございますが、これにつきましては、この前も森野議員さんと行きましたお話、また現場等々で見たわけなのですが、だいたい約250m余り延長としてあるのではないかと思います。

その中で、川を拡幅するにあたりましては、川幅が仮に約3m、そして土手と言いますか、そういった面が約両方に1mずつ取って、だいたい5mから6mぐらいの用地が要るということで、その用地を求めるのにまた相当時間がかかると。

そして、その上に不飲川ができるということになりましたら、二重の投資になるのではないかと思います。ですから、若干その辺を面食らっているというか、少し思案をするというような状況になっております。

ただ、先ほどのように、確かにいつするのかと言われますと、なかなか答えが出ないのでございまして、以前に辰巳議員から何とかならないかというような質問の時に、ひさし的なものもできないかということもありましたが、そういった面についてはできるだけ早く検討していきたいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)11番森野君。

○11番(森野榮次郎君)読書推進の件についてであります。教育長自らが「笛吹けど踊らん」と、いうようなことをおっしゃっていましたが、きっぱり言い出しちゃいますから、その責任を思って、ワイワイ言っているわけあります。笛吹けど踊らんのはあなたの方ではないかなというような思いも、無きしにもあらずであります。

とりあえず、拙速というふうにおっしゃいましたが、これで随分と待ったつもりであります。今年はあと3か月で今年度終わります。あまりゆっくりされないと来年か再来年ごろから始められるのかなというような思いもあります。十分に熟慮されまして、期待されるような立派なものをひとつお願いしたいと思います。お答えは結構であります。

なお、不飲川に絡んでの中宿・川原線の問題、これも大変な費用を要する問題であり、主監自身も随分とご心労はいただいていることは思います。とりあえず、本事業の方はいつ始めてもらえるやら、恐らく皆無で見当はつかないという状況であると。先ほどご答弁の中にあったAランクであるという建設課長のお答えであります。先ほども少し

皮肉ったのであります、AであろうとCであろうとXであろうと、何でも構わない。一日も早くやってもらえるのだったらそれでいいけれども、その辺は十分検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長(森隆一君)これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩午後4時00分

再開午後4時16分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

#### ◎報告第11号の上程、報告

○議長(森隆一君)日程第4、報告第11号専決処分の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案の1ページでございます。報告第11号専決処分の報告をいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について次のとおり、平成20年10月24日付け専決処分をいたしました。同条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

1、契約の目的。平成19年度工事繰越第83号、秦荘西小学校大規模改修第2期工事(建築)でございます。2、変更契約の金額。変更前の契約金額1億1,025万円、変更後の金額1億1,311万2,300円。3、契約の相手方。滋賀県甲賀市土山町大野2637番地、大宝林木株式会社代表取締役社長前野研吾。

以上、報告を終わります。

○議長(森隆一君)これで報告第11号を終わります。

#### ◎議案第78号・議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第5、議案第78号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第79号愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)議案第78号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の1ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正理由といしましては、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、関連する人事院規則が本年10月1日に公布・施行されたことに伴い、所要の条文の整理を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の2ページでございますが、愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するということで、第12条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めるものでございます。

付則といしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第79号をご説明させていただきます。愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の4ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正の理由といしましては、議案第78号と同様に、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、関連する人

事院規則が本年10月1日に公布・施行されたことに伴い、条文の整理ならびにその他文言について所要の整備を行うことから条例の一部を改正するものでございます。

議案書の3ページでございますが、愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正するということで、第5条中「次に掲げる奉仕活動とする。」を削り、「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改め、「準備行為を含む。」の次に「とする。」を加えるものでございます。

付則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより議案第78号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第78号愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長(森隆一君)次に、議案第79号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第79号愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第80号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第7、議案第80号愛荘町税条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)議案第80号愛荘町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書の4ページ・説明資料の6ページをお聞きいただきたいと思います。

今回の税条例の関係につきましては、延滞金の減免規定の条文整備および町民税および固定資産税の前納報奨

金の兎回しを改定するものでございます。

第1条につきましては、延滞金の減免規定の整備を行うものでございます。これにつきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2条につきましては、町民税および固定資産税の前納報奨金の率の改定がございます。現行の100分の7から100分の5に改めるものでございます。施行期日としましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第3条につきましては、前納報奨金の限度額を10万円から5万円に改めるものでございます。これにつきましての施行日につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

第4条の関係でございますが、これにつきましては、先ほど第2条で申し上げました町民税および固定資産税の前納報奨金の率を一旦0.5にお願いするものでございますが、これを22年4月1日から0.5を100分の0.2に改めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第80号愛荘町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第81号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第8、議案第81号愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。秦荘サービス室長。

○秦荘サービス室長(松浦太市郎君)それでは、議案第81号愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。議案書の6ページと説明資料の11ページに基づきまして説明をさせていただきます。

一部を改正する理由といたしましては、公共施設の使用料について、行財政改革検討委員会などから有料化の方向づけが提言されているところであります。このことから、実質的に無料となっています愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設について、施設利用者に対する受益者負担の原則と公平性を確保するという必要がありますので、このたび条例の一部を改正するものであります。

愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例。愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例(平成18年愛荘町条例187号)の一部を次のように改正いたします。

第9条中第4項を第5項といたしまして、第3項の次に次の1項を加えます。

第4条といたしまして、町長は、特別な理由があると認めたときは、前項の使用料を減額し、または免除することができる。

また、別表第2を次のように改めます。

別表第2につきましては、はつらつドームとふれあい広場があるわけでございますけれども、今回の改正につきましては、はつらつドームの使用料を改正させていただきました。施設名につきましては、はつらつドームのAコート・Bコートそれぞれでございます。時間帯については、午前6時から午後10時までの時間帯で、使用料につきましては、1時間1面で300円という金額で設定をさせていただきました。また、附帯設備使用料については照明ということで、1時間1面で400円ということであげさせていただいております。

備考の1番といいたしまして、愛荘町民および町内事業所に勤務する者以外が利用する場合は、この表に掲げる使用料の3倍に相当する額を徴収するという形をとらせさせていただきます。

また、2項目で、愛荘町内外を問わず利用者が営利を目的として利用するときにおいては、この表に掲げる使用料の5倍に相当する額を徴収するということであげさせていただきました。

この付則といいたしましては、この条例は、平成21年4月1日から施行するということでさせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。1項を加えられたので、その点について議事録に載せていただきたいと思います。とにかく「前項の使用料を減額または免除」とあるわけですから、どういう場合に減額、またどのような場合に免除するのかということについて答弁をいただいておきます。

○議長(森隆一君)秦荘サービス室長。

○秦荘サービス室長(松浦太市郎君)ただいま辰己議員さんから質問された件につきまして、お答えをさせていただきます。

使用料の減免基準を定めさせていただきまして、概要について説明をさせていただきたいと思います。愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設管理運営規則に定める使用料を減免する場合については、次に掲げるとおりとするということで、1番目といいたしましては、公用または公益を目的として福祉施設を利用する場合については、例えばすけれども、愛荘町とか愛荘町教育委員会が主催する場合については、全額免除という形で考えてあります。

また、2番目として、その他町長が必要と認めた場合ということで、例えばどういうような場合があるかと言いますと、愛荘町立の学校とか幼稚園とか保育所等が、学校等の行事に使用された場合については全額免除ということで考えていきたいと思っております。

また、愛荘町内に所在する自治会が主催でいろいろな事業をされる場合については、2分の1の減額という形で考えております。

また、愛荘町・愛荘町教育委員会が認める団体が主催する場合については、2分の1の減額という形で考えております。

今説明させていただきました3つ以外のもので、町長が特に必要と認めた場合については使用料を減免することができるという形で減免の基準を設けさせていただきまして、こういう形で今後対応させていただきたいと思っております。

この減免の基準については内部協議ということで、町内の施設との整合性を取る必要がありますので、教育委員会部局とも協議をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。  
これより、議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第81号愛荘町立福祉センターラボール秦荘ふれあい福祉施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ④議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第9、議案第82号町道の路線の認定につき議決を求めるについてを議題にします。本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第82号町道の路線の認定につき議決を求めるご説明させていただきます。議案書の8ページをお開きください。

次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

新規認定いたしますのは、路線番号E202町道長野・野良田線で、起点は長野字教眼坊648-11、終点は、川原字三條院299でございます。

新規認定の理由は、別冊改正条例の説明資料14ページのところでございます。現在、主要地方道県道愛知川・彦根線は、国道8号の長野および長野北の信号を起点として2路線を認定されております。そのうちの長野の信号を起点とする県道愛知川・彦根線は、近々廃止される予定でございます。重用しますが、県道廃止前に町道として認定をしていただくものでございます。重用させますのは、県道の上に町道認定をかぶせて、あとで県道を廃止されることによりまして、無名道路にしないためのものでございます。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。  
これより、議案第82号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第82号町道の路線の認定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第83号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第10、議案第83号湖東広域衛生管理組合規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第83号湖東広域衛生管理組合規約の変更についてを説明させていただきます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年4月1日から湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち、心身障害児通園事業及び乳幼児発達相談指導事業について共同処理する事務の区域から東近江市を除くよう湖東広域衛生管理組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の9ページ、10ページでございますが、別冊資料の15・16ページを参考にしていただきたいと思います。

湖東広域衛生管理組合規約の一部を改正する規約ということで、次のように一部を改正するということで、別表を次のように改めるということで、別表の共同処理する事務の(2)の心身障害児通園事業に関する事務、(3)の乳幼児発達相談指導事業に関する事務を、関係市町のうち東近江市を除く区域内に変更をするものでございます。

付則といたしまして、この規約は、平成21年4月1日から施行するというものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第83号湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第84号、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第11、議案第84号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の11ページからご覧をいただきたいと思います。議案第84号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)について説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,028万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,791万5,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

次に、15ページをご覧いただきたいと思います。第2表、地方債の補正の変更でございます。合併特例事業といたしまして、補正前2億1,360万円から補正後1億6,860万円に減額をするものでございます。また、農業農村整備事業1,660万円から1,500万円へ減額するものでございます。

次に、事項別明細の18ページからでございます。まず、歳入からでございますけれども、先の全員協議会におきまして詳細を説明させていただきましたので、概要のみ説明をさせていただきたいと思います。まず、歳入につきましては、主に説明欄をもって説明をさせていただきたいと思います。

地方税等減収補てん交付金209万3,000円の追加および次の欄の普通交付税342万3,000円の追加につきましては、道路特定財源暫定税率の執行補てんございます。

次に、民生費国庫負担金の児童手当負担金873万5,000円の追加、児童特例給付負担金51万円の減額、障害者自立支援給付費負担金1,918万3,000円の追加でございます。

次、19ページへ渡りまして、国庫補助金の関係でございます。市町村合併推進体制整備費補助金4,200万円の追加、これにつきましては、経済対策の前倒しでございます。次の地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金500万円の追加、これにつきましても経済対策でございます。

次に、地域生活支援事業補助金72万円の追加、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金800万円の追加、遺跡発掘調査費補助金120万円の減額、次に、県負担金の児童手当負担金326万1,000円の追加、障害者自立支援給付費負担金959万2,000円の追加、保険基盤安定拠出金483万5,000円の追加でございます。

次に20ページ、県補助金の関係でございます。これにつきましては、共同作業所入所事業費補助金等4つの補助金を合わせまして267万9,000円の減額でございます。

遺跡発掘調査費補助金は、60万円の減額でございます。

次に、寄付金の関係ですが、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金といたしまして10万円の追加でございます。

次に繰越金、前年度繰越金2,182万円の追加でございます。

次、21ページに渡りまして雑入関係ですけれども、琵琶湖の境界設定に伴います交付金として琵琶湖総合保全市町交付金300万円の追加、障害者自立支援の特別対策費過年度分の返還金といたしまして11万6,000円の追加でございます。

町債につきましては、合併特例債4,500万円の減額、農業農村整備事業債160万円の減額となってございます。

次に、22ページからが歳出でございます。歳出につきましては、人件費については4月1日付け・10月1日付けの人事異動に伴います補正予算でございます。職員数につきましては、増減はございません。また、共済組合負担金については、負担率の改定に伴うものでございます。その他につきましては、実績見込みの算定に伴うものがほとんどでございます。

歳出につきましては、主に目のところで説明をさせていただきたいと思います。

議会費につきましては、共済費3万2,000円の追加でございます。

次に総務費の一般管理費につきましては、人件費を含めまして136万2,000円の追加、財産管理費につきましては愛知川庁舎ポンプの修繕料35万円の追加、企画費につきましては、旧愛知郡役所庁舎の補強等調査設計業務委託料140万円の追加でございます。

次に、電子計算費につきましては、電算室のバッテリーの修繕、後期高齢者医療制度改革に伴います電算システムの開発などを含めまして1,154万9,000円の追加でございます。地域安全対策費につきましては、財源の更正でございます。

次に、税務総務費につきましては、人件費としまして248万3,000円の追加でございます。賦課徴収費につきましては、法人税の還付金124万6,000円の追加でございます。

次に、24ページの下の欄の戸籍住民基本台帳費、人件費としまして247万3,000円の追加でございます。

次、25ページに渡りまして統計調査総務費、これにつきましても人件費としまして163万円の減額でございます。

次に、民生費の社会福祉総務費は、人件費として544万5,000円の減額でございます。

次に、社会福祉施設費につきましても、人件費138万5,000円の追加でございます。老人福祉費については、配食サービス事業委託料として15万5,000円の追加でございます。

国民健康保険費については、人件費および国民健康保険事業特別会計繰出金を含めまして415万1,000円の追加でございます。

次に、障害福祉費につきましては、主に障害者共同作業所入所事業補助金629万3,000円の減額など合わせまして4,553万2,000円の追加でございます。

次に、介護保険費につきましては、人件費および介護保険事業特別会計繰出金を含めまして173万9,000円の減額でございます。

次に、後期高齢者医療費につきましては、人件費および後期高齢者医療事業特別会計繰出金を含めまして680万6,000円の追加でございます。

次に、児童福祉総務費につきましては、子育て支援センター設計業務委託料130万円の追加でございます。児童福祉措置費については児童手当1,475万円の追加。次に、保育園費については、人件費としまして51万5,000円の減額でございます。

次に、衛生費の保健衛生総務費については人件費52万6,000円の追加、続いて、保健衛生諸費についても人件費として319万3,000円の減額でございます。

次に、農林水産業費の農業総務費については、人件費として81万円の追加、農地費につきましては、人件費および経営体育成基盤整備事業負担金61万3,000円を合わせまして67万8,000円の追加でございます。

次に、林業振興費については、財源更正でございます。

次に、商工費の商工総務費としましては、人件費として176万円の減額でございます。

次の観光費につきましては、びわ湖近江路観光圏協議会負担金としまして5万9,000円の追加でございます。

次に、土木費の土木総務費としまして、人件費として144万7,000円の減額でございます。

次に、82ページの下の段、道路橋梁総務費としまして、人件費として2万5,000円の減額。次に、道路新設改良費としまして、工事の移転補償として300万円の減額でございます。

次、道路維持費としては、道路改良工事の移転補償など320万円の追加でございます。

交通安全対策費につきましては、愛知川4号の踏切保安設備整備事業費補助金としまして170万4,000円の追加でございます。

次の河川総務費については、財源更正でございます。

次の下水道費につきましては、下水道事業特別会計繰出金としまして150万円の減額でございます。

次、小集落地区改良事業費につきましては、人件費として3万4,000円の追加でございます。

次、消防費の防災対策費につきましては、防災行政無線の電波利用料といたしまして14万円の追加でございます。

次に、教育費の事務局費でございます。人件費および教育委員会事務評価委員謝礼を含めまして118万5,000円の追加でございます。

次、小学校費の学校管理費については、人件費、アルバイト賃金および愛知川小学校のエアコン修繕を含めまして51万円の追加でございます。

次、中学校費の学校管理費につきましては、人件費および愛知中学校の消火栓、配管の漏水、また秦荘中学校のプロジェクターの修繕および照明等の取り替え工事を含めまして47万3,000円の追加でございます。

教育振興費につきましては、学校独自関係補助金としまして、秦荘中学校分20万円の追加でございます。

次に、幼稚園費といたしましては、人件費および愛知川幼稚園の光熱水費を含めまして191万5,000円の追加でございます。

文化財保護費につきましては、文化財発掘調査事業費といたしまして180万円の減額でございます。

公民館費については、人件費として12万2,000円の減額、図書館費につきましては、人件費として353万7,000円の減額、それから学校給食費につきましては、人件費および燃料費を含めまして35万4,000円の追加でございます。

最後に、諸支出金といたしまして、がんばる愛荘町まちづくり基金積立金といたしまして10万円を追加させていただきました。

40ページにつきましては特別職の給与費の明細書、41ページにつきましては一般職の職員の給与費の明細書を添付させていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第84号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

## ④延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月11日から12月18日までの8日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、12月11日から12月18日までの8日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は12月19日です。当日は午前9時より第2委員会室で議会運営委員会をし、引き続き午前9時30分より第4会議室で全員協議会を開催します。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する

▼ 移動

開催日:1日目/2日目

## 平成20年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成20年12月19日)

開会:午前10時00分 閉会:午前10時32分

## 議会日程

- 日程第 1 議案第85号 平成20年度愛荘町国民健康保健事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第 2 議案第86号 平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
 日程第 3 議案第87号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
 日程第 4 議案第88号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第89号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 追加日程第2 意見書第4号 食品の安全管理とWTO農業交渉に関する意見書  
 追加日程第3 議提第 6号 愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則  
 追加日程第4 議提第 7号 議員派遣について

## 出席議員(16名)

- 1番 辰巳 保  
 2番 上林 貞  
 3番 珠久清次  
 4番 西澤久仁雄  
 5番 河村善一  
 6番 本田秀樹  
 7番 小川 勇  
 8番 久保田九右衛門

9番 竹中秀夫  
10番 吉岡ゑみ子  
11番 森野榮次郎  
12番 小杉和子  
13番 瀧 すみ江  
14番 水野清文  
15番 宇野義美  
16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

## ①開議の宣告

○議長(森隆一君)ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## ②議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ③議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第1、議案第85号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)それでは、議案第85号をご説明させていただきたいと思います。議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第85号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,614万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,083万8,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思いますので、46ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金で現年度分といたしまして410万6,000円の減額でございます。これは、老人保健拠出金の確定によるものでございます。

次に、高額医療費共同事業負担金でございますが、これも確定によりまして229万円の追加をお願いするものでございます。

次に国庫補助金でございます。普通調整交付金でございます。これにつきましても老人保健ならびに後期高齢の支援金等の確定によるもので108万6,000円の減額、次に療養給付費交付金の現年度分は、交付決定によりまして2,071万1,000円の追加、過年度分につきましては過年度精算による追加交付ということで92万8,000円をお願いするものでございます。

次に47ページでございます。県負担金でございます。高額医療費共同事業負担金229万円、これは確定によるもの

でございます。次に県補助金の普通調整交付金につきましても、先ほど国庫のほうで説明させていただきましたように、確定によりまして84万5,000円の減額でございます。

次に他会計繰入金の一般会計繰入金といたしまして414万3,000円、これはルール外でございまして、財源調整の分でございます。

次に助産費等の繰入金でございますが、これは見込みの減によりまして205万3,000円の減額でございます。

次に繰越金といたしまして、その他繰越金の前年度繰越金といたしまして387万5,000円の追加でございます。

次に歳出でございまして、49ページでございます。療養諸費でございます。負担金補助及び交付金で、これは退職被保険者の医療費の減によりまして435万円の減額。次に退職被保険者等療養費でございますが、これにつきましては療養費の増によりまして35万円の追加。次に高額療養費でございますが、これは退職者高額療養費の増によりまして400万円の追加。

次に50ページでございますが、出産育児諸費でございますが、これは先ほども歳入のほうで説明させていただきましたが、見込み減によりまして308万円の減額、次に後期高齢者支援金は確定によりまして590万2,000円の追加、次に老人保健拠出金は確定によりまして1,080万8,000円の減額。

次に51ページでございますが、共同事業拠出金でございます。高額医療費拠出金、これも確定によりまして916万1,000円の追加、次に保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これも確定によりまして647万8,000円の追加。次に償還金及び還付加算金でございます。これにつきましては前年度の医療費の確定によりまして1,849万4,000円の追加でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第85号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

#### ④議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第2、議案第86号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第86号をご説明させていただきたいと思います。53ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)でございます。第1条といたしまして、歳入歳

出寸算の総額から歳入歳出それぞれ1,652万7,000円を減額し、歳入歳出寸算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,238万4,000円とするものでございます。

56ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入の部でございますが、保険料といたしまして後期高齢者医療保険料で現年度分といたしまして3,882万円の減、これは軽減等特別対策等に伴う減でございます。

次に普通徴収の保険料でございます。この現年分ですが、これも先ほど特別徴収の方で申し上げましたとおり、軽減ならびに特別対策等に伴う増といたしまして1,584万6,000円を追加するものでございます。

次に繰入金の一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金でございますが、これは保険料の軽減分等の繰り入れに伴いまして644万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に歳出でございますが、広域連合の納付金といたしまして1,652万7,000円の減額をお願いするものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第86号平成20年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第3、議案第87号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第87号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、説明をさせていただきます。議案書の57ページをご覧ください。

第1条歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,925万円とするものでございます。

事項別明細書の60ページをお開きください。職員の人事異動に伴います諸手当の減額で、歳入では他会計繰入金の一般会計繰入金150万円の減額でございます。歳出につきましては、総務管理費の一般管理費の人件費としまして150万円の減額補正をお願いするものであります。給与費の明細書は、次のページのとおりでございます。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第87号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、議案第88号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第88号をご説明させていただきたいと思います。議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,089万9,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思います。65ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、国庫負担金の現年度分といたしまして、介護給付費負担金で現年度分といたしまして30万円の追加、これは歳出の保険給付費の変更に伴います財源補正として追加をお願いするものでございます。

次に県負担金の介護給付費負担金といたしまして、現年度分といたしまして30万円の減額、これは先ほど国庫負担金で説明させていただきましたとおりでございます。

次に繰入金でございまして、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金の事務費繰入金といたしまして57万8,000円、これは介護システムの変更に伴います追加でございます。

次に地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の現年度分でございますが、17万4,000円の追加、これは人件費分の追加をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。総務管理費の一般管理費の委託料、これにつきましては介護システムの変更委託ということで57万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に介護サービス等諸費につきましては、それぞれ実績見込みによります増減でございます。まず居宅介護サービス給付費につきましては1,000万円の追加、次に地域密着型介護サービス給付費につきましては800万円の減額、次に施設介護サービス給付費につきましては600万円の減額、居宅介護サービス計画給付費につきましては200万円の追加をお願いするものでございます。

次に67ページでございます。介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費につきましては、これも実績見込みによりまして170万円の追加をお願いするものでございます。

次に介護予防サービス計画給付費につきましては30万円の追加、次に地域支援事業の包括的支援事業・任意事業

でございますが、これは地域包括支援センターの入件費に伴うもので、給料が9万4,000円、共済費が8万円の追加をお願いするものでございます。

なお、68ページにつきましては給与費の明細書でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第88号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩午前10時17分

再開午前10時17分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案1件・意見書1件・議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、議案1件・意見書1件・議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第1、議案第89号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)それでは、議案第89号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。追加議案書の1ページと説明資料をご覧いただきたいと思います。

改正の理由でございますが、12月2日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が閣議決定されまして、12月5日付で公布、明年1月1日に施行されるもので、これに伴いまして本町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の政令の改正でございますが、まず分娩時の医療事故について裁判で争われる傾向があり、訴訟リスクの高さが産科医師不足の理由の1つになっていますことから、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として産科

医療補償制度が創設されまして、明年1月1日から開始されることとなりました。

この制度につきましては、運営組織であります日本医療機能強化機構が契約者となる損害保険に全国の分娩医療機関が加入し、通常の妊娠・分娩にもかかわらず出生児が脳性マヒと診断された場合に、妊産婦に補償金が支払われるという保険制度でございます。

保険料につきましては、一分娩当たり3万円とされておりまして、出産費用に上乗せされることとなりますことから、この補償制度に加入している分娩機関で分娩された場合、健康保険から給付する出産育児一時金について、現在の35万円に3万円を上乗せするという内容の改正がなされたものでございます。

本町の国民健康保険条例の改正でございますが、これに伴いまして第6条第1項の出産育児一時金の規定に「町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し必要があると認められるときは、規則で定めるところによりこれに3万円を上限として加算する」という但し書きを加えるものでございます。あわせて第2項では、条項のずれについて整理を行うものであります。

付則としまして、この条例は、平成21年1月1日から施行し、施行日前の出産につきましては従前の例によるものでございます。よろしくご審議賜りますようにお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第89号愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ④意見書第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第2、意見書第4号食品の安全管理とWTO農業交渉に関する意見書を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。15番、宇野義美議員。

○15番(宇野義美君)意見書につきまして、提出させていただきましたことにつき説明をさせていただきます。食品の安全管理とWTO農業交渉に関する意見書ということで、今回、提出者は私宇野義美、賛成者は竹中秀夫議員・珠久清次議員・久保田九右衛門議員・小杉和子議員、以上で提出をさせていただきます。朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 食品の安全管理とWTO農業交渉に関する意見書

汚染米の食用への転用事件、中国をはじめ外国輸入食品の安全管理体制、産地偽装事件等は、食の安全・安心を脅かす、重大な事件である。

全国各地の学校や保育園の給食をはじめ、医療機関・福祉施設までも巻き込み、また中食産業においても、弁当やおにぎりとして広く販売されており、その影響は国民の健康も命すら顧みない行為であり、特に汚染米事件は全容解

明と徹底回収を国の責任で行うべきである。

WTO農業交渉に関しては、ファルコナー議長提案に基づき年内合意をめざして協議が加速化されている。JA全国中央会は、今月9日WTO交渉の山場に合わせ3,000人規模の緊急全国大会を開き、日本農業が存立できる貿易ルールの確立に向けて、全国農業者の意思を結集した決議を国に強く働きかけた。

世界人口は拡大を続け、食糧争奪が地球規模で深刻化するなか、自由化のみを目的とした農産物貿易ルールは、国際的な食糧需給のひっ迫や地球温暖化など、食と農に直結する課題の根本的解決につながらず、ひいては国内自給率の向上に逆行し国内農業の弱体化を招くとともに、環境や国土保全の意味からも逆効果となることを認識すべきである。特に、金融・経済が世界的危機にある今日、今こそ人間の生命にとって欠くことのできない食糧を、工業製品と同等に扱うことの愚かさ、恐しさを覚えるものであり、今日のWTO交渉は断固日本の立場を堅持し確固たる決意のもと、下記事項の実現に向けて国として毅然とした対応を強く要請する。

記

#### 1. 汚染米事件の全容解明と徹底回収を国の責任で行うこと

今回の事件については、ミニマムアクセス米として輸入し続けてきたことと食用の輸入検査体制に問題があり、今後において、不良品であれば輸出国に戻すか廃棄処分を徹底すること。

#### 2. 日本農業を崩壊させる上限関税の断固阻止

100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償(関税割り当ての拡大)を求める議長案となっているが、食糧輸入国にのみ一方的な負担と犠牲を強い上位関税の導入は断固阻止すること。また、高関税品目を多く有する我が国など食糧純輸入国に不当な代償を求める提案を拒否すること。

#### 3. 日本の食と農を守るための十分な数の重要品目の確保

各国とも、農業生産・食生活・地域経済・雇用などに欠くことのできない重要な品目を有している。これら品目の国内生産が縮小・撤退を余儀なくされることがないよう、十分な数の重要品目を確保すること。

#### 4. 自給率向上に不可欠な重要品目への最大限の柔軟性の確保

ミニマムアクセス米は、現在極めて過重な負担となっている。議長が提案した関税割当数量の拡大幅や代償措置(関税割り当ての追加的拡大)は、全く受け入れられるものではない。関税割り当ての拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。

#### 5. 輸出規律の強化など公平・公正な貿易ルールの確立

輸入急増や価格下落の際に、適切に対処する特別セーフガード(SSG)の仕組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣ということに宛先をさせていただきまして、意見書を提出するものでございます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論よしと認めます。

これより意見書第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、意見書第4号食品の安全管理とWTO農業交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

④議提第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第3、議提第6号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。2番、上林直君。

○2番(上林直君)議提第6号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年12月19日提出者愛荘町議会議員上林直

賛成者同水野清文

賛成者同本田秀樹

賛成者同竹中秀夫

賛成者同□岡えみ子

愛荘町議会議長森隆一様

説明いたしまして、愛荘町議会会議規則(平成18年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第120条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改める。

付則この規則は、平成20年12月19日から施行する。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより議提第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議提第6号愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

⑤議提第7号の上程、説明、採決

○議長(珠久清次君)追加日程第4、議提第7号議員派遣についてを議題にします。

△議規則第100条第1項の相応にて、お手元に配付いたしました。なお本件は議長が派遣オーストリア駐在の議員

の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(珠久清次君)全員賛成です。よって、議提第7号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

④閉会の宣告

○議長(森隆一君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成20年度12月愛荘町議会定例会を閉会します。